



原産地規則のケーススタディと TPPの原産地規則について (想定レベル：中級者向け)



東京税関 業務部
総括原産地調査官
(東京担当)

本日の説明事項

1. 原産地規則の概要

基礎をおさらいします

2. ケーススタディ

基礎をふまえた応用編です

3. TPPの原産地規則について

TPPの原産地規則は、他の原産地規則とどのように異なるでしょうか？ご紹介します。

4. 自己申告制度について

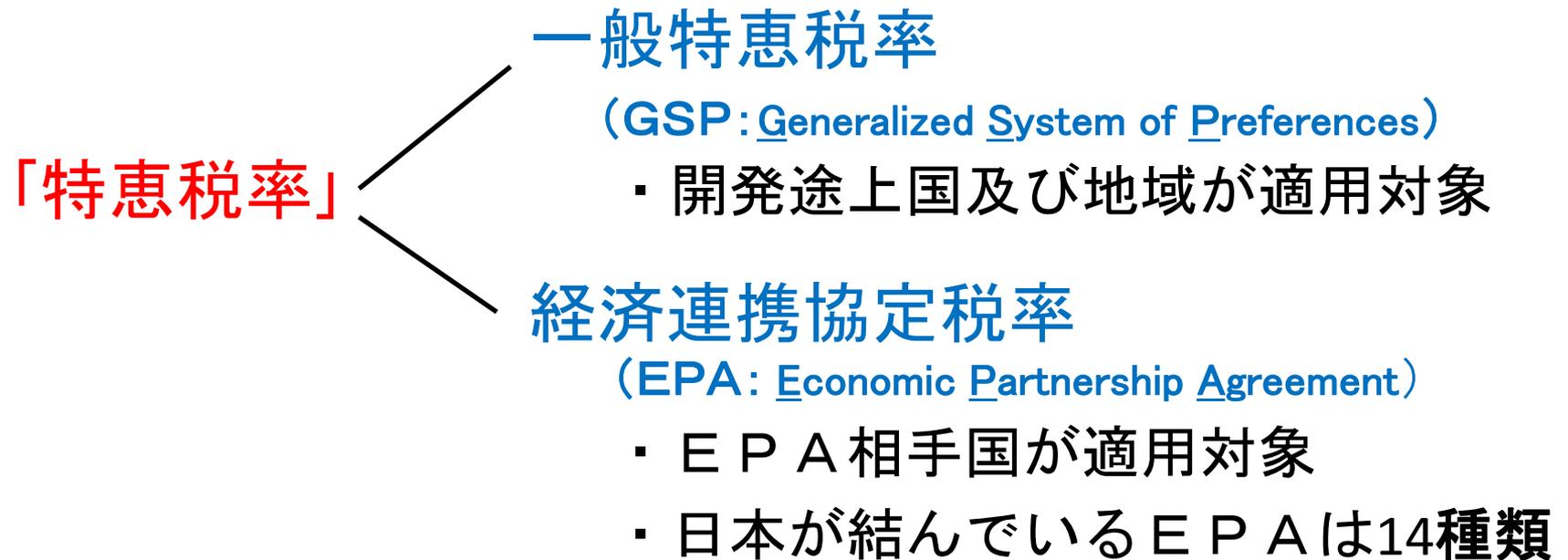
TPPでも採用される自己申告制度について、日豪EPAの例をあげてご紹介します。

1.原産地規則の概要

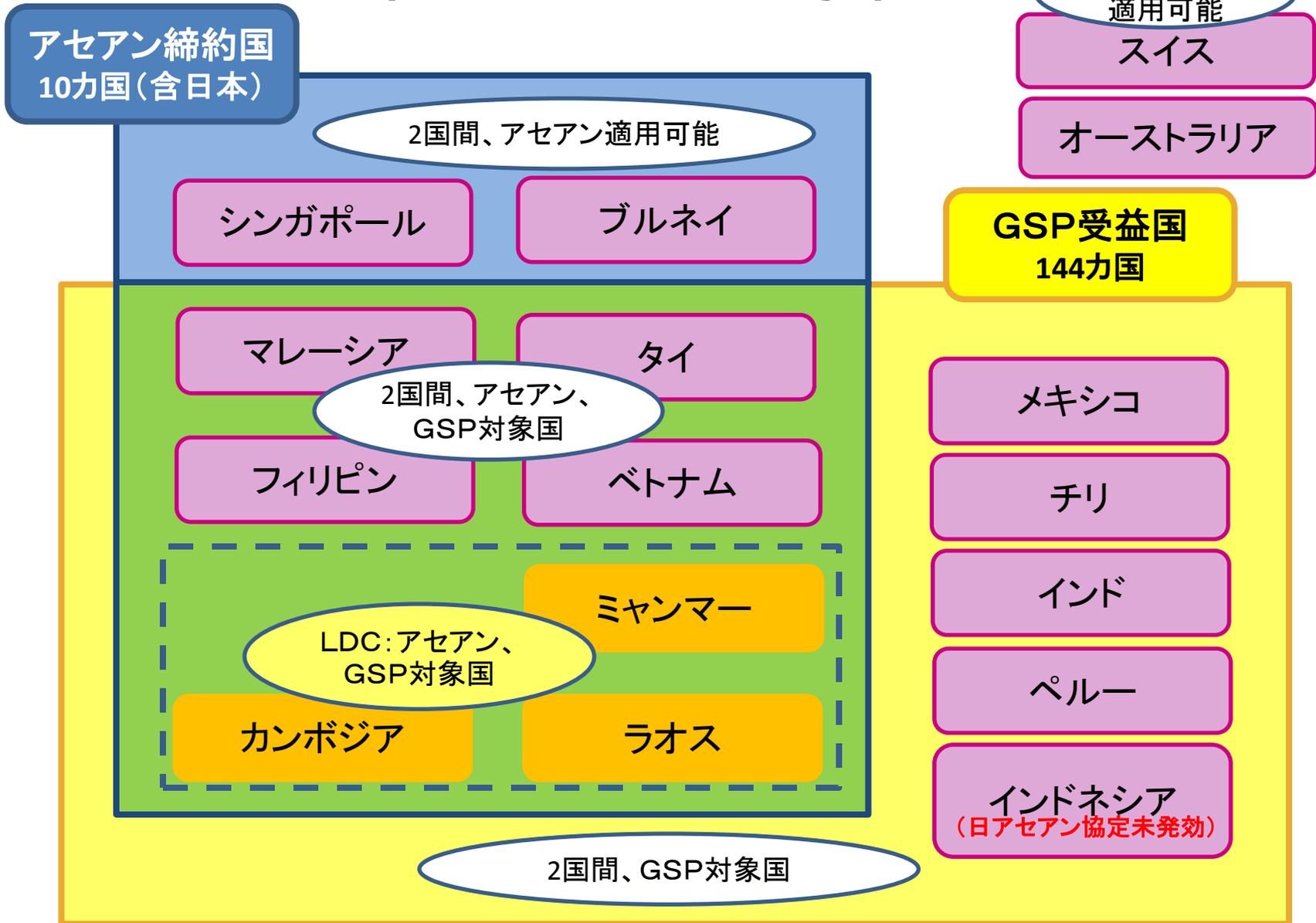
～基礎をおさらいします～

特惠税率とは

- **「特惠税率」**とは、特定の国・地域の産品に対して与えられる他の国よりも低い税率。



特惠適用対象国

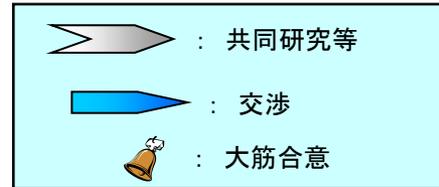
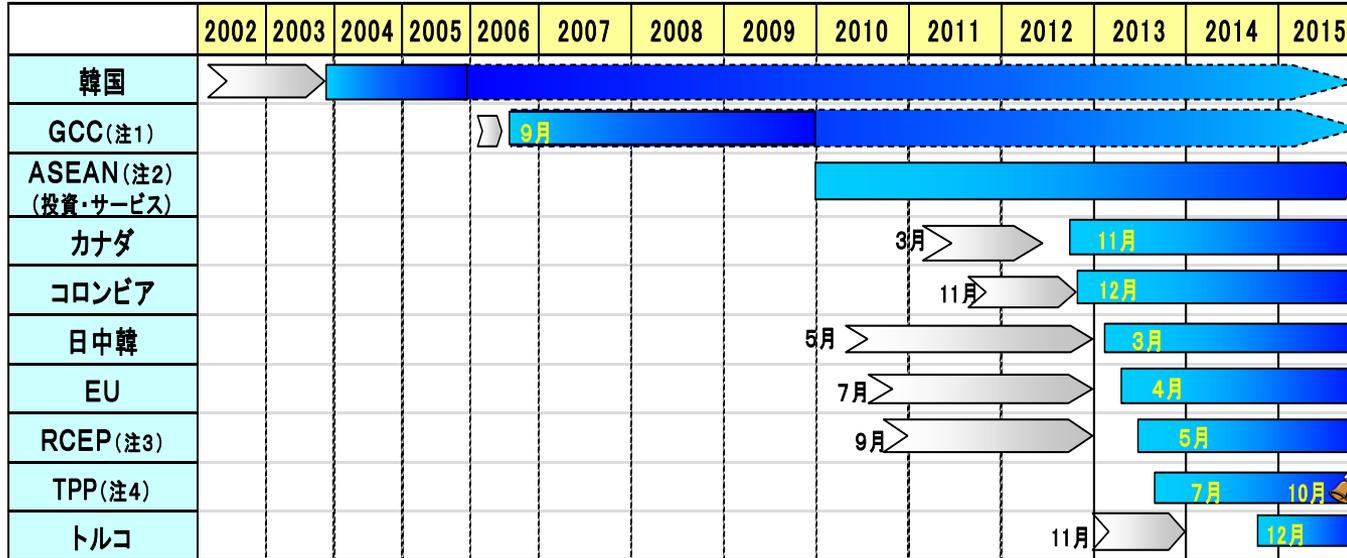


(2016年1月現在)

我が国のEPA

日本は、2002年に発効した日シンガポールEPA以降、これまで**14のEPA**を発効

各国とのEPAの進捗状況



(注1)GCC(湾岸協力理事会)：アラブ首長国連邦、オマーン、カタール、クウェート、サウジアラビア、バーレーン(計6か国)；2009年以降、交渉延期

(注2)ASEANとの日ASEAN包括経済連携協定は、物品貿易については署名・発効済(インドネシアとの間では未発効)であるが、投資・サービスについては、2010年から交渉中。

(注3)RCEP(東アジア地域包括的経済連携)：ASEAN加盟国(インドネシア、カンボジア、シンガポール、タイ、フィリピン、ブルネイ、ベトナム、マレーシア、ミャンマー、ラオス)、日本、中国、韓国、豪州、ニュージーランド、インド(計16か国)

(注4)TPP(環太平洋パートナーシップ)：豪州、ブルネイ、カナダ、チリ、日本、メキシコ、マレーシア、ニュージーランド、ペルー、シンガポール、米国、ベトナム(計12か国)

※発効又は署名済みEPA

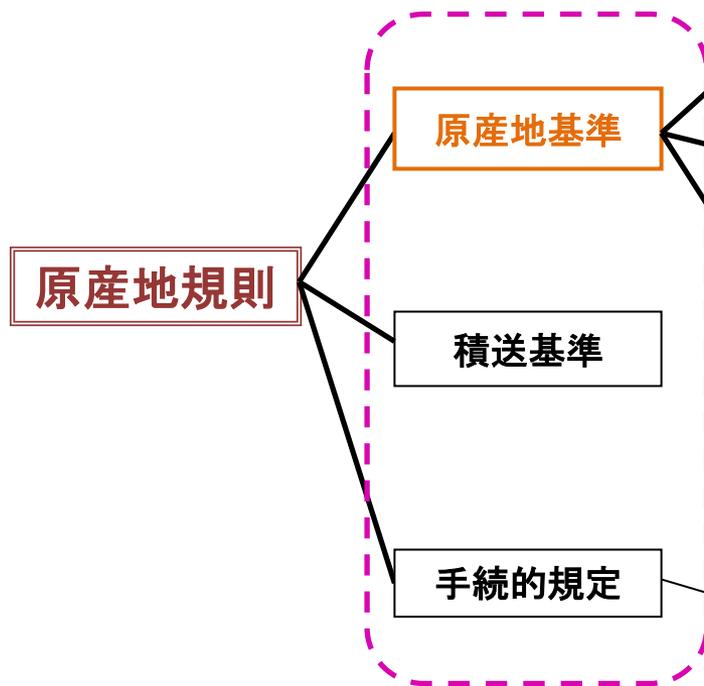
シンガポール	2002年11月発効(2007年9月改定)	ASEAN(物品貿易)	2008年12月発効
メキシコ	2005年4月発効(2012年4月改定)	フィリピン	2008年12月発効
マレーシア	2006年7月発効	スイス	2009年9月発効
チリ	2007年9月発効	ベトナム	2009年10月発効
タイ	2007年11月発効	インド	2011年8月発効
インドネシア	2008年7月発効	ペルー	2012年3月発効
ブルネイ	2008年7月発効	豪州	2015年1月発効
		モンゴル	2015年2月署名(未発効)

これらの国との貿易については、**EPA税率の適用が可能**

原産地規則の構成(概略)

特恵税率が
設定されて
いること

原産地規則の 3大構成要素



3種類の原産品

完全生産品

(材料：[自然]または完全生産品のみ)

原産材料のみから
生産される産品

(材料：原産材料のみ)

実質的変更基準を
満たす産品

(材料：非原産材料を使用)

EPAのみ。
GSPでは実質的変更基準を満たす産品に含まれる。

実質的変更基準

関税分類変更基準

付加価値基準

加工工程基準

実質的変更基準の例外

累積 (EPAのみ)

自国関与 (GSPのみ)

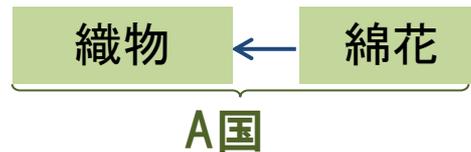
僅少の非原産材料

原産資格を与えることとならない作業

原産地基準 -3種類の原産品-

①完全生産品

「生産」が1カ国で完結している産品



タイプ1: 農水産品、鉱業品の一次産品

タイプ2: くず、廃棄物やそれらから回収される物品

タイプ3: 完全生産品のみから生産される物品

②原産材料のみから生産される産品

1カ国(A国)で生産・製造が完結しているように見えるが、材料の材料・・・と遡って行くと、他の国の材料(非原産材料)を使用している物品



③実質的変更基準を満たす産品

他の国の材料(非原産材料)を直接使用し、「**大きな変化**」=実質的変更」を伴う加工が行われ、製造された物品

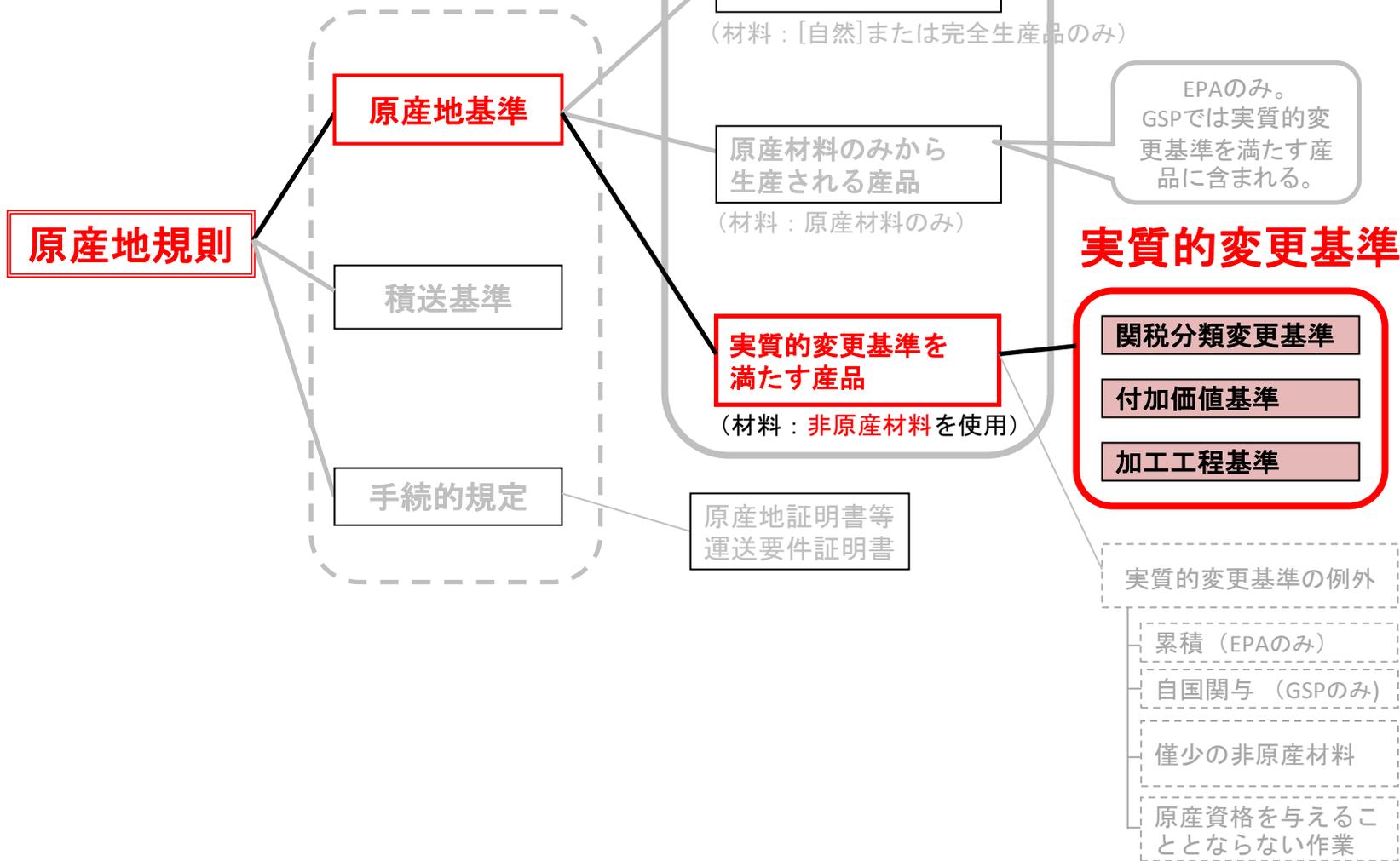


原産地規則の構成(概略)

特惠税率が
設定されて
いること

原産地規則の 3大構成要素

3種類 の原産品



実質的変更基準の種類

- 「大きな変化」=「実質的変更」には、以下の3つの基準が存在する。

(1) 関税分類変更基準

HS番号の変化に着目！

(2) 付加価値基準

付加価値の増加に着目！

(3) 加工工程基準

加工工程に着目！

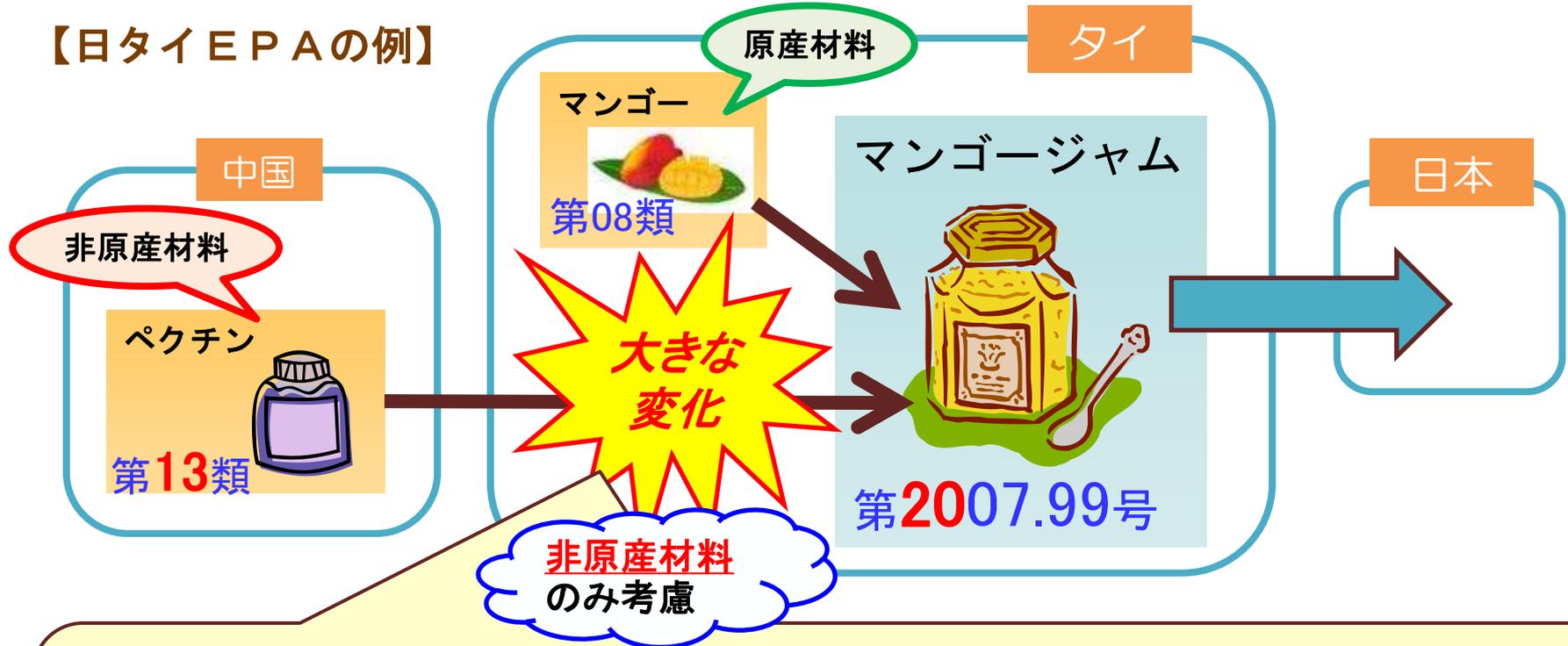
EPAごと、HS番号ごとに定められている

いずれの基準を適用するかは品目別規則に規定

(1) 関税分類変更基準

全ての非原産材料と製造された製品の間で、**HS番号**が一定以上変わっていれば**大きな変化**があったとする基準。

【日タイEPAの例】



第2007.99号 品目別規則：他の類の材料からの変更（第7類又は第8類の材料からの変更を除く。）

= 全ての非原産材料（他の国の材料）のHSは、第7・8・20類以外であることが必要

→ 非原産材料であるペクチンのHSは第13類。（マンゴーは第8類だが原産材料なので考慮しない）

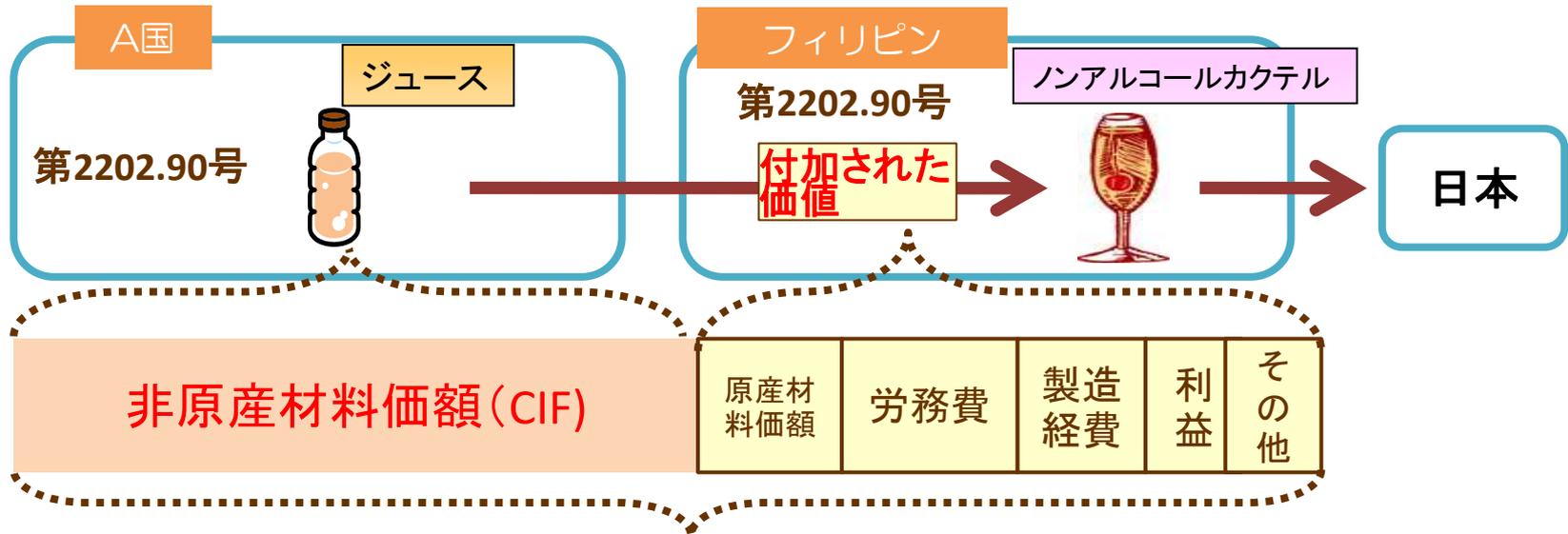
⇒ マンゴージャムは日タイEPA上のタイの原産品と認められる。

(2) 付加価値基準

その国で付加された価値の割合(原産資格割合)が一定以上であれば
大きな変化としてみる基準

【日フィリピンEPA
 の例】

第2202.90号 品目別規則:原産資格割合が**40%以上**であること
 (第2202.90号の産品への関税分類の変更を要しない)



製品の価額 (FOB)

$$\text{原産資格割合} = \frac{\text{製品の価額} - \text{非原産材料価額}}{\text{製品の価額}} \geq 40\%$$

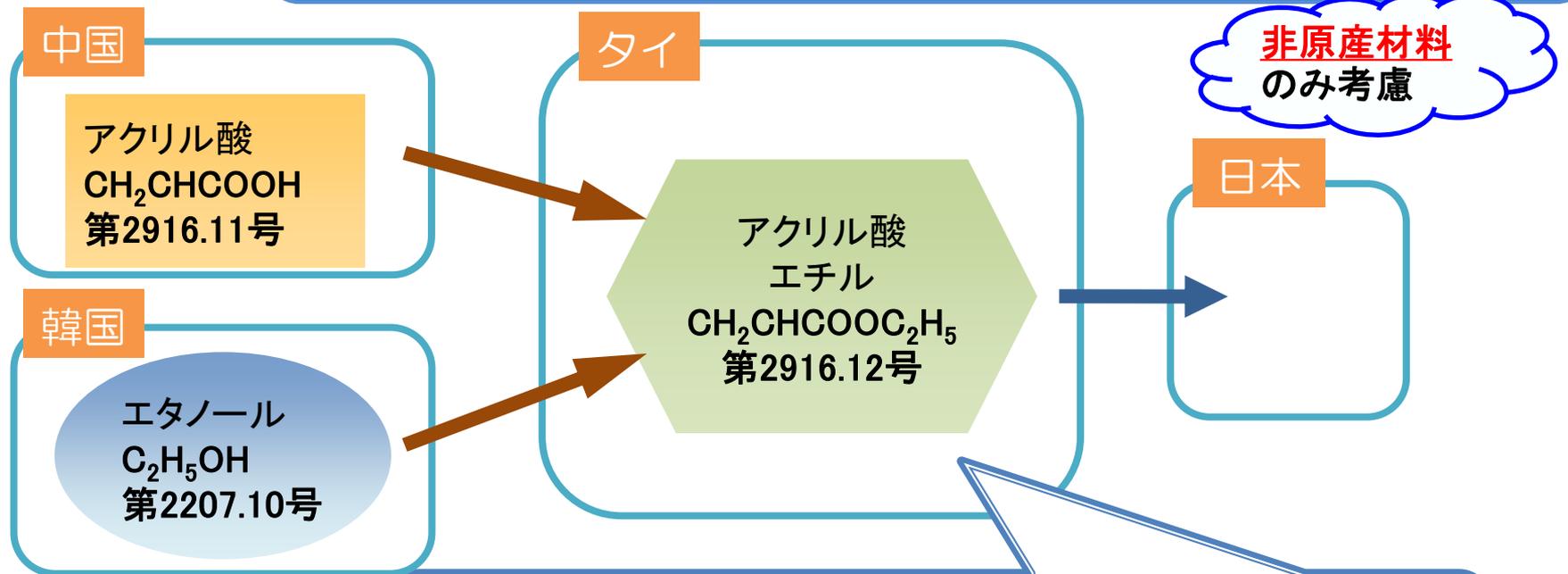
であればノンアルコールカクテルは日フィリピンEPA上のフィリピン原産品と認められる。

(※)日メキシコEPA及び日アセアンEPAにおいては域内原産割合と呼ぶ。

(3) 加工工程基準

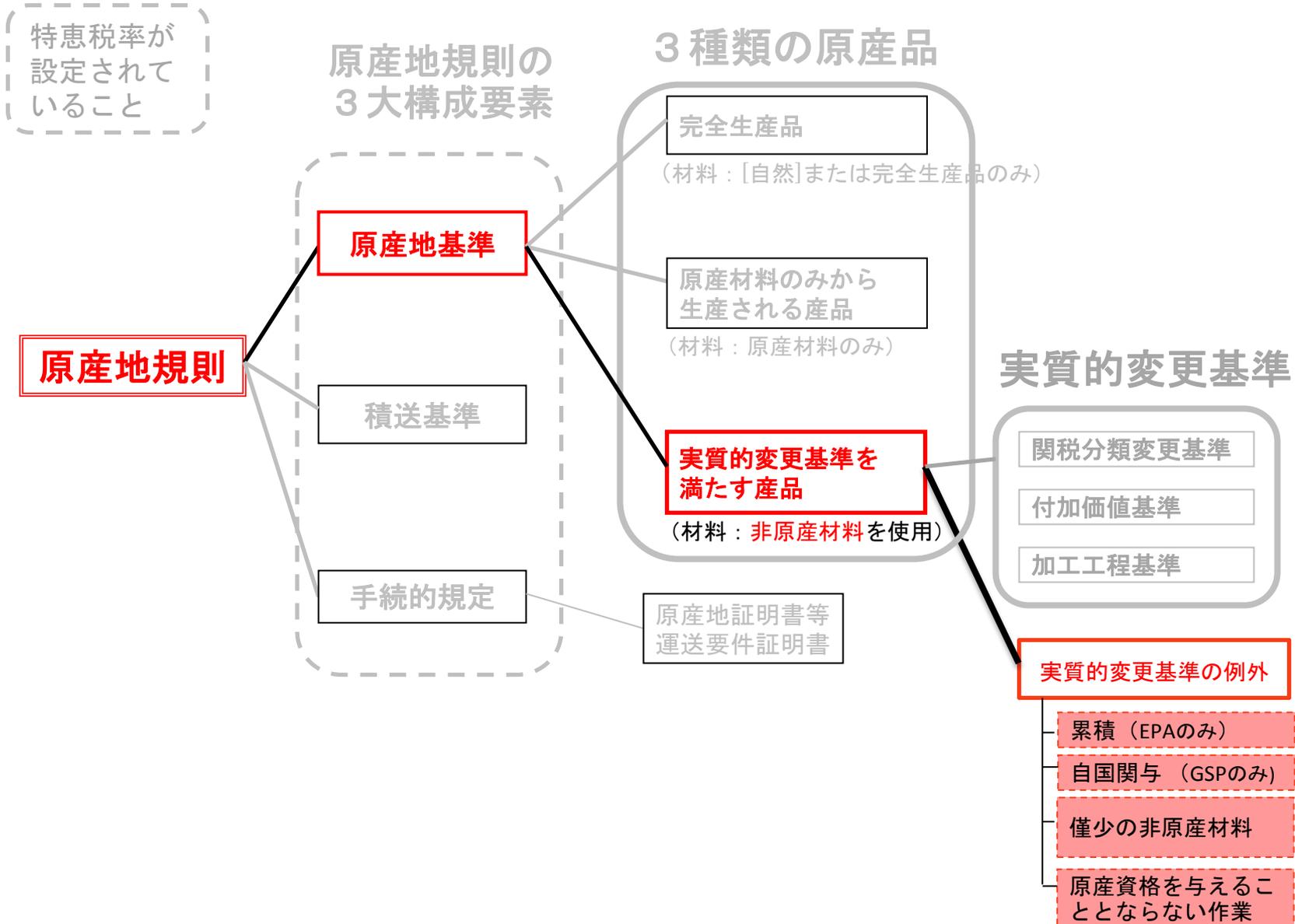
非原産材料に「**ある特定の加工・作業**」が行われた場合、**大きな変化**があったとする基準。

【日タイEPAの例】 第2916.12号 品目別規則：使用される非原産材料について(中略) **化学反応**、(抜粋) 精製、異性体分離の各工程若しくは生物工学的工程を経ること(後略)。



→化学式が変化している。→化学反応が生じている。
→アクリル酸エチルは日タイEPA上のタイの原産品と認められる。

原産地規則の構成(概略)



実質的変更基準の例外

• 救済的な規定

– 累積(ACU:Accumulation)【EPA】

原産地証明書にACUの記載必要

他方の締約国(日本)の原産品を自国の原産材料とみなすことができる。

日アセアンEPAでは「締約国」
(未発効のインドネシアを除く)

原産地証明書にDMIの記載必要(EPAの場合のみ)

– 僅少の非原産材料(DMI:De Minimis)【EPA, GSP】

関税分類変更基準(日印・日豪EPAは加工工程基準にも適用)を満たさない非原産材料があっても、それがごく僅かなら無視できる。

各EPAにより、品目・割合は異なる。GSPでは50～63類のみ。

– 自国関与基準【GSP】

ANNEXの添付が必要

日本から輸出された材料について、特惠受益国等の原産材料とみなすことができる。

一部除外品目あり。

• 除外的な規定

– 原産資格を与えることとならない作業

特定の作業のみで、関税分類変更基準又は加工工程基準を満たすものとしなない。

(例:箱詰め等単純な包装作業、組み立てられたものを分解する作業等)

	第28類	第29類	第30類～ 第34類	第35類	第36類～ 第37類	第38類	第39類～ 第45類	第46類	第47類～ 第49類	第50類	第51類	第52類	第53類	第54類～ 第63類	第64類～ 第97類	
日シンガポールEPA	製品のFOB価額の10%以下									製品の重量の7%以下					製品のFOB価額の10%以下	
日メキシコEPA	製品の取引価額の10%以下									関税分類を決定する材料に含まれる特定の繊維又は糸の総重量が当該材料の総重量の7%以下である場合(※2)					製品の取引価額の10%以下	
日フィリピンEPA 日インドネシアEPA 日マレーシアEPA	製品のFOB価額の10%以下									製品の重量の7%以下					製品のFOB価額の10%以下	
日チリEPA	製品のFOB価額の10%以下									製品の重量の7%以下					製品のFOB価額の10%以下	
日タイEPA	製品のFOB価額の10%以下									製品の重量の10%以下					製品のFOB価額の10%以下	
日アセアン包括的EPA	製品のFOB価額の10%以下									製品の重量の10%以下					製品のFOB価額の10%以下	
日スイスEPA	製品の工場渡し価額の10%以下(※3)									製品の重量の7%以下					製品の工場渡し価額の10%以下	
日ベトナムEPA	製品のFOB価額の10%以下									製品の重量の10%以下					製品のFOB価額の10%以下	
日インドEPA	製品のFOB価額の10%以下	2906.11, 2918.14, 2918.15, 2940.00:	製品のFOB価額の10%以下	3505.10, 3505.20:	製品のFOB価額の10%以下	3809.10, 3824.60:	製品のFOB価額の10%以下	4601.29, 4601.94, 4602.19:	製品のFOB価額の10%以下	5001.00, 5003.00: ×	51.02, 51.03:	52.01～52.03: ×	53.01, 53.02:	製品の重量の7%以下	製品のFOB価額の10%以下	
2905.44: ×		3502.11, 3502.19: ×		その他: 製品のFOB価額の10%以下		その他: 製品のFOB価額の10%以下		その他: 製品の重量の7%以下								
その他: 製品のFOB価格の10%以下		その他: 製品のFOB価格の10%以下														
日ペルーEPA	製品のFOB価額の10%以下									製品の重量の10%以下					製品のFOB価額の10%以下	
日オーストラリアEPA	製品のFOB価額の10%以下									製品の重量の10%以下					製品のFOB価額の10%以下	

※1: 製品の生産に使用する非原産材料が、原産品とされる製品と異なる号に掲げられる場合に限り、適用される。

※2: 製品の関税分類を決定する材料に含まれる特定の繊維又は糸が、所定の関税分類変更を満たしていないことを理由として、当該製品が原産品と認められない場合に限り適用される。

※3: 例外として、第32.04項及び第34.02項については、製品と同じ項に属する非原産材料については工場渡し価額の20%以下の場合と規定されている。

特惠税率で申告される輸入者様
チェックをお願いします

日本に輸入する貨物に特惠税率を使うには

- STEP0 輸入する貨物のHS番号を確認しましたか？
- STEP1 輸出国は特惠税率の適用対象国・地域ですか？
- STEP2 特惠税率が設定されていますか？
- STEP3 輸入する貨物は輸出国の原産品ですか？
(原産地基準を満たしていますか?)
- STEP4 原産地証明書等を入手しましたか？
(手続的規定を満たしていますか?)
※日豪EPAでは輸入者等が自ら作成した輸入貨物が原産品である旨の申告書を提出する方法(自己申告制度)を導入
- STEP5 輸出国から日本までは直接運送されましたか？
(積送基準を満たしていますか?)

税関HPに動画掲載中！

(で検索)

どのようにすれば低い税率で輸入できるか動画で紹介しています。



動画（EPAってなあに？ ～カスタム君の犬（ワン）ポイントEPA講座～）

どのようにすれば低い税率で輸入できるのか、
概要を紹介しています。

動画（原産地基準ってなあに？～その1～4～）

どのような物品がEPA締約相手国の物品となるのか判断するための原産地基準について、
紹介しています。



- その1～3種類の原産品～
- その2～関税分類変更基準～
- その3～付加価値基準、加工工程基準～
- その4～累積と僅少について～

2. ケーススタディ

～基礎をふまえた応用編です～

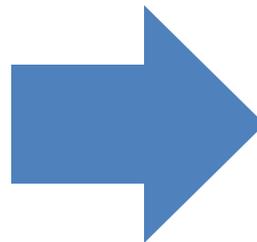
※原産地規則を簡便に説明するため、関税分類、材料及び製造工程等については実際と異なる場合があることをご理解願います。

① マグロの缶詰 (1604)【日アセアンEPA】

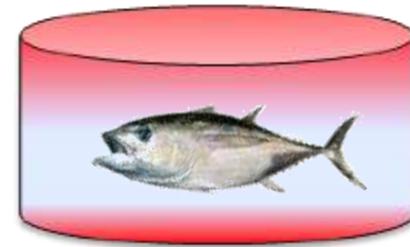
タイでマグロの缶詰 (HS1604.14) を生産するが、
日アセアンEPA上のタイ原産品と認められるか？

材料

- フィリピン産マグロ
(第03.02項)
- 中国産みりん
(第22.08項)
- タイ産油
(第15.12項)
- タイ産塩
(第25.01項)



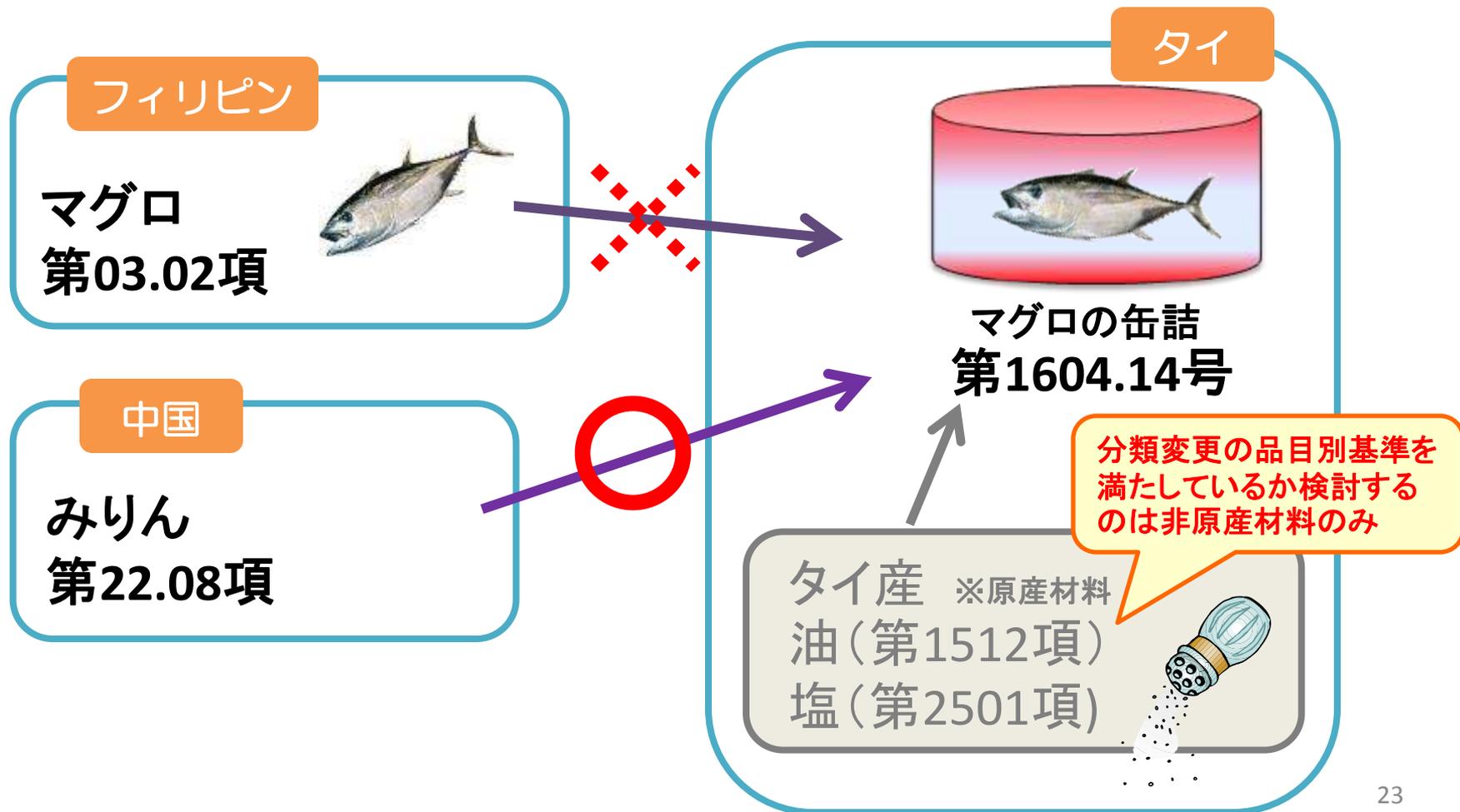
タイ



マグロの缶詰
第1604.14号

① マグロの缶詰 (1604)【日アセアンEPA】

日アセアンEPA品目別規則: 第1604.14号
CC(第3類からの変更を除く)



しかし・・・

マグロがフィリピン産（日アセアンEPA締約国）
なので、累積の規定が適用できないか検討



(根拠条文)

日アセアンEPA第29条 累積

締約国の原産材料であって、他の締約国において産品を生産するために使用されたものについては、当該産品を完成させるための作業又は加工が行われた当該他の締約国の原産材料とみなす。

日アセアンEPAに係る留意点

この協定の効力が及ぶのは発効のために必要な国内手続を終了した旨を通告
(*した「締約国」)に対してのみ。 (*詳細は日アセアン包括的経済連携協定第79条参照。
現時点では、11の署名国のすべてが「締約国」という訳ではない。

日アセアンEPA署名国

(2016年1月現在)

日本、シンガポール、ベトナム、
ミャンマー、ラオス (2008/12)
ブルネイ (2009/1)
マレーシア (2009/2)
タイ (2009/6)
カンボジア (2009/12)
フィリピン (2010/7)

締約国

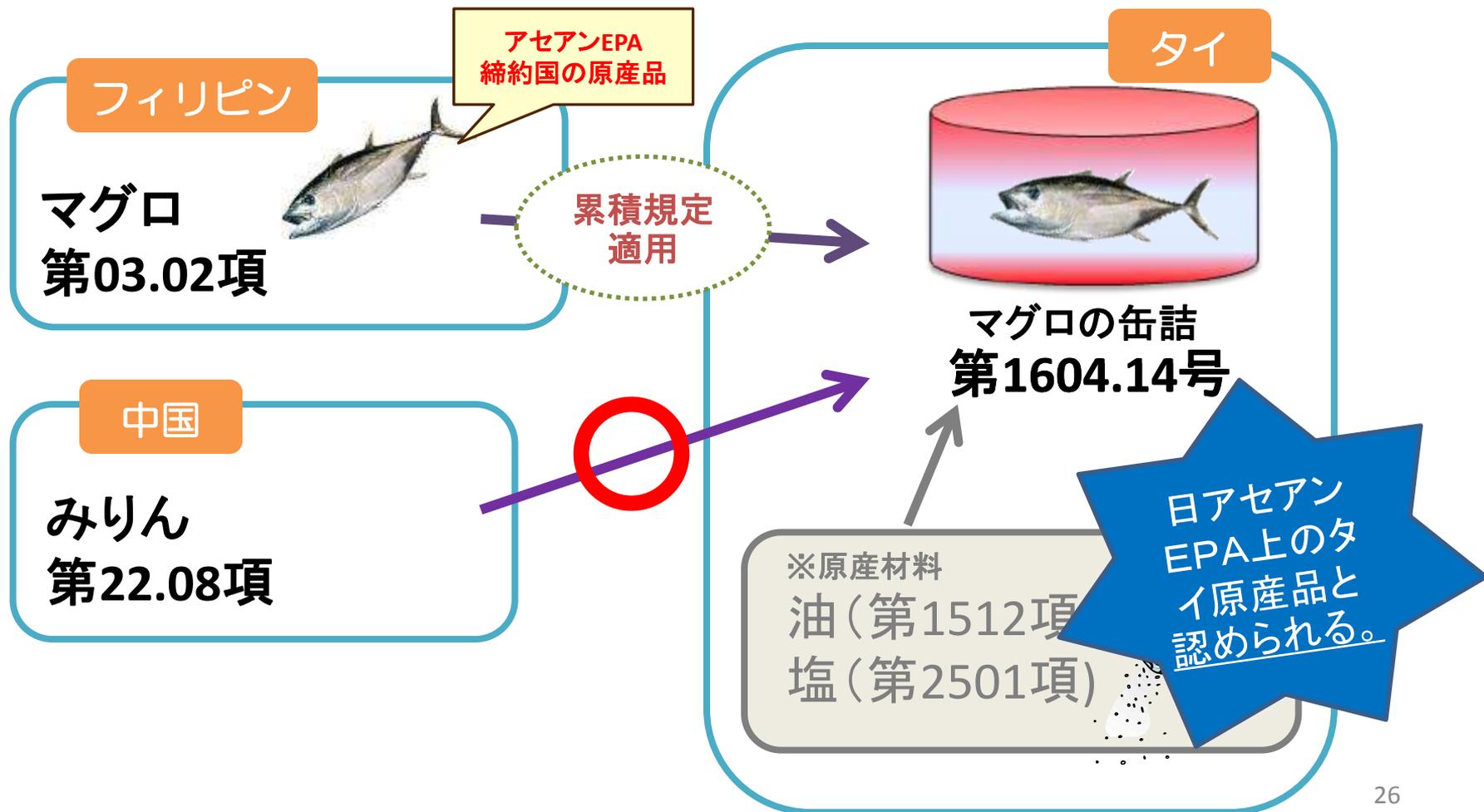
インドネシア

未締約国

日アセアンEPAの権
利・義務関係はこの「締
約国」の間でのみ有効

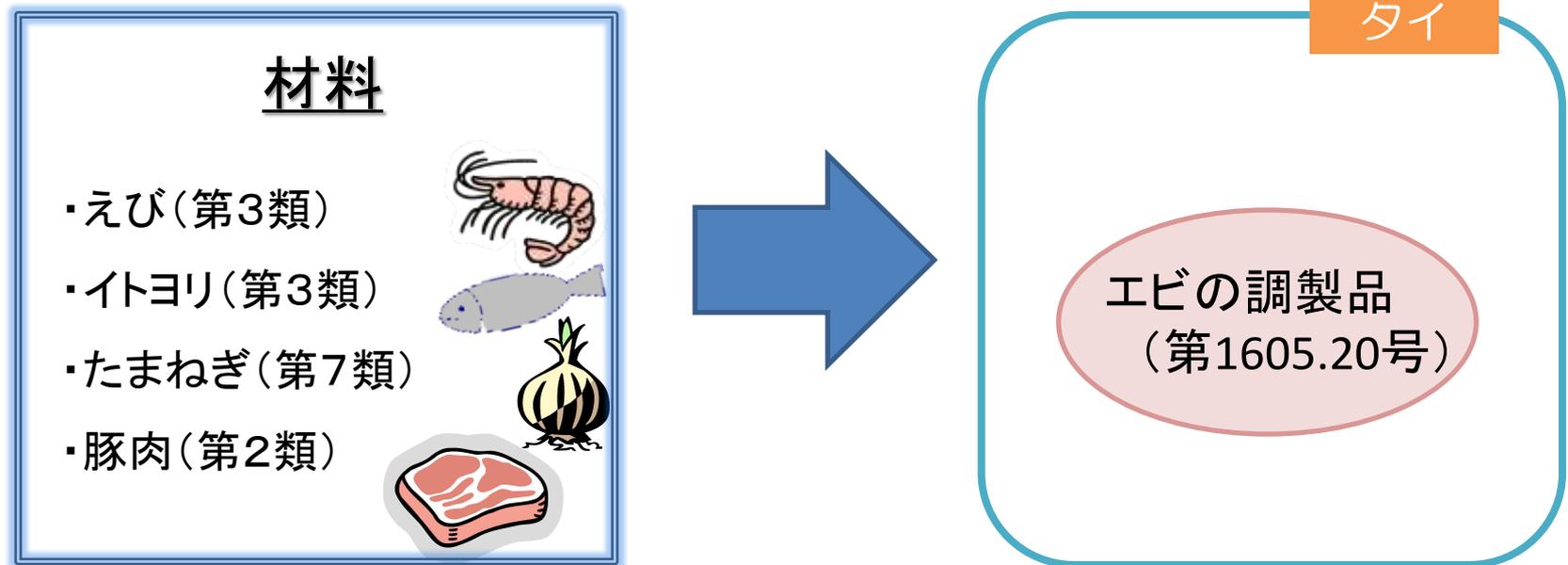
① マグロの缶詰 (1604)【日アセアンEPA】

日アセアンEPA品目別規則: 第1604.14号
CC(第3類からの変更を除く)



②エビの調製品(1605)【日タイEPA】

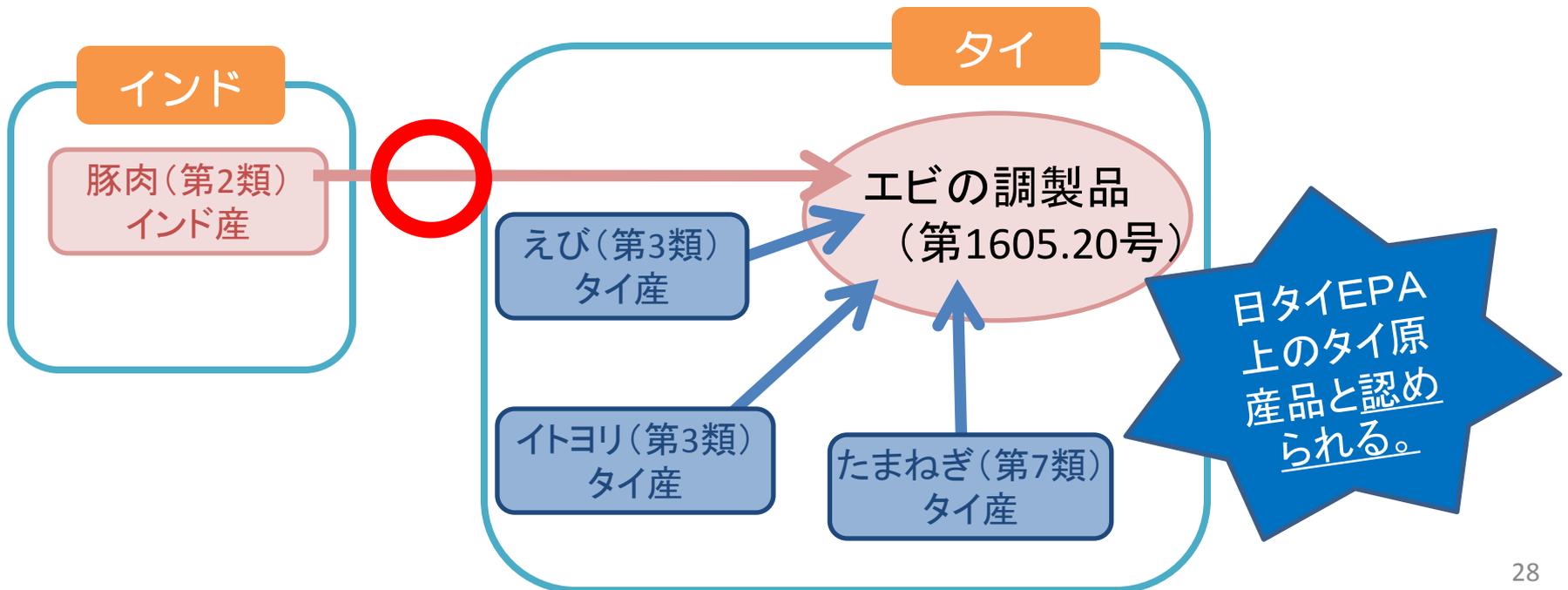
タイでエビの調製品(HS1605.20)を生産するが、日タイEPA上のタイ原産品と認められるか？



②-1エビの調製品(1605)【日タイEPA】

日タイEPA品目別規則：第1605.20号

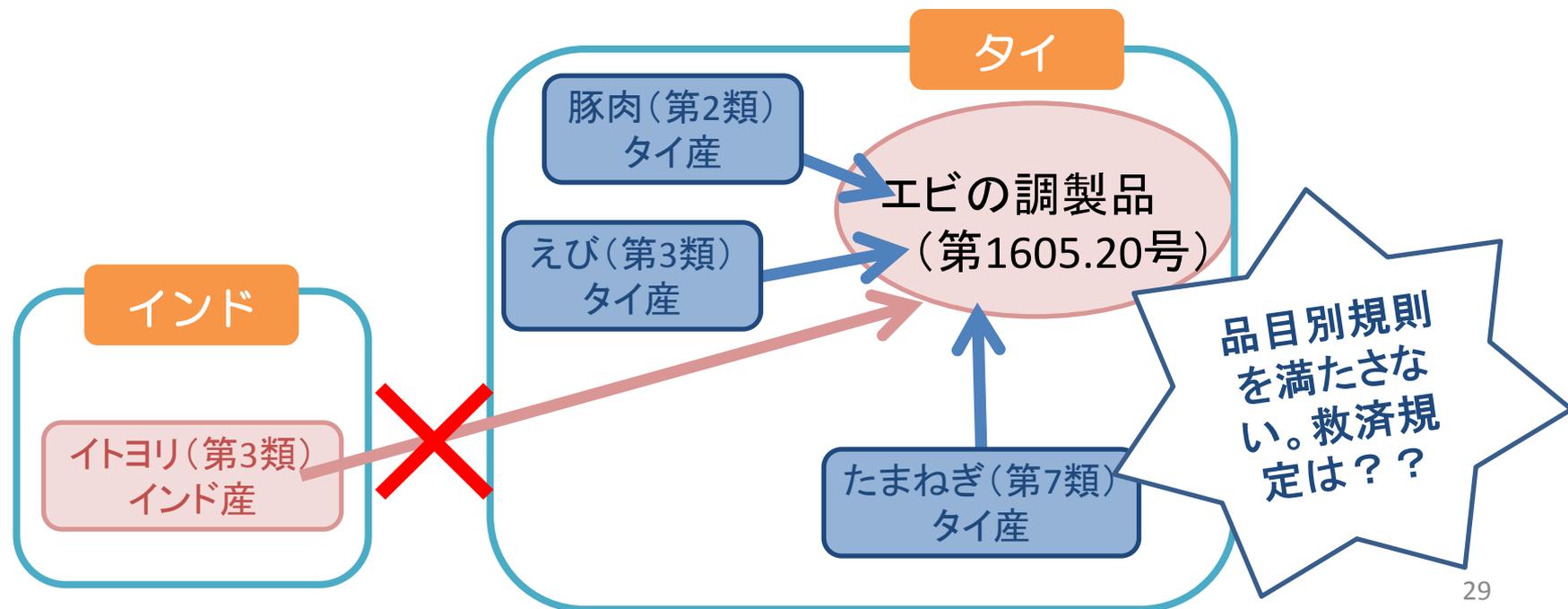
第1605.20号の産品への他の類の材料からの変更(第3類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれが東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において漁ろうにより得られ、又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において登録され、かつ、当該第三国の旗を掲げて航行する船舶により当該第三国の領海に属しない海から得られる場合に限る。)



② -2エビの調製品(1605)【日タイEPA】

日タイEPA品目別規則：第1605.20号

第1605.20号の産品への他の類の材料からの変更(第3類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれが東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において漁ろうにより得られ、又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において登録され、かつ、当該第三国の旗を掲げて航行する船舶により当該第三国の領海に属しない海から得られる場合に限る。)



② -2エビの調製品(1605)【日タイEPA】

➤ 僅少の非原産材料の適用ができないかどうか。

- 適用できる品目、閾値はEPAごとに異なる。

	第1類	第2類、 第3類	第4類～ 第8類	第9類	第10類～ 第14類	第15類	第16類	第17類	第18類	第19類	第20類	第21類	第22類	第23類	第24類	第25類	第26類～ 第27類					
日シンガ ポールEPA	x										製品のFOB価格の7%以下	x										
日メキシコ EPA	製品の取引 価格の10% 以下(※1)	x	製品の取引価格の10%以下(※1)				x	製品の取引価格の10%以下(※1)														
日マレーシ ア・日インド ネシア・日ブ ルネイ・日 フィリピン EPA											x											
日チリEPA											x	製品のFOB 価格の7% 以下	第2008.92 号・製品の FOB価格の 10%以下 第2008.92号 以外・製品 のFOB価格 の7%以下	製品のFOB 価格の7% 以下	x							
日タイEPA											x	第1803.10 製品のFOB価格の7%以下										



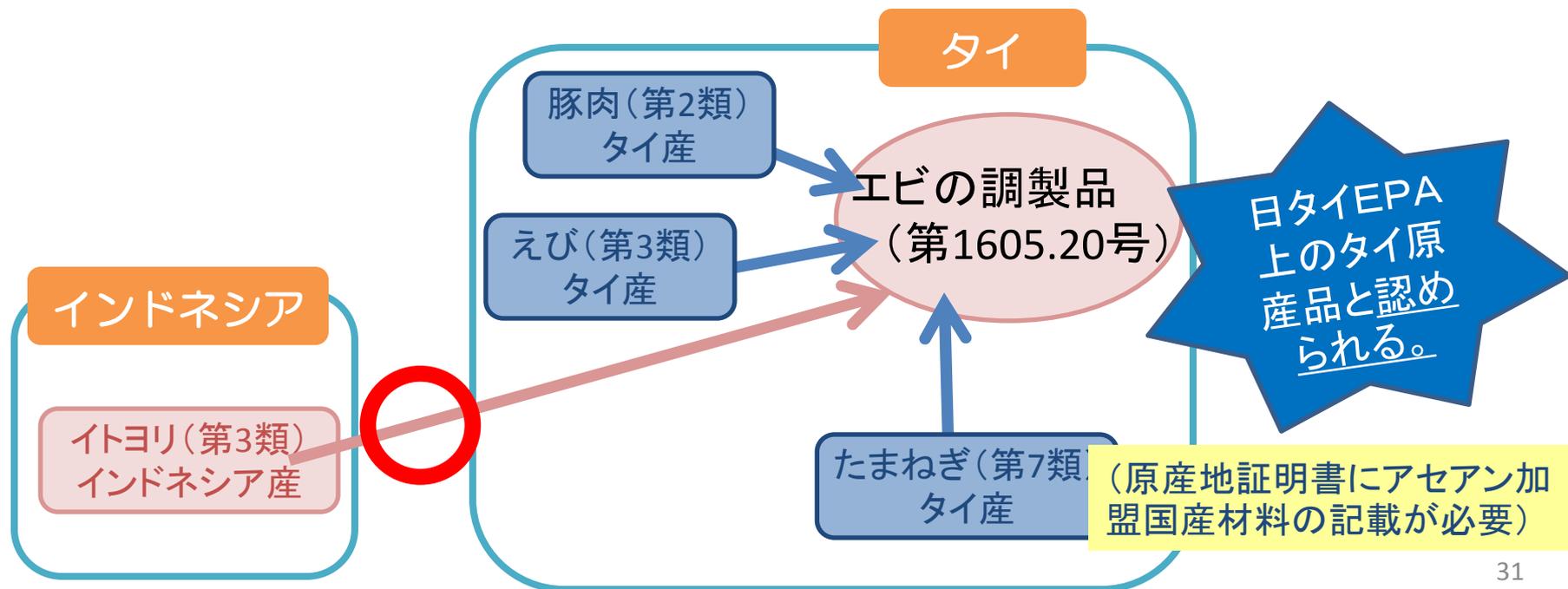
日タイEPAでは、16類の産品に僅少の非原産材料の適用枠の設定はない。

日タイEPA
上のタイ原
産品と認め
られない。

② -3エビの調製品(1605)【日タイEPA】

日タイEPA品目別規則：第1605.20号

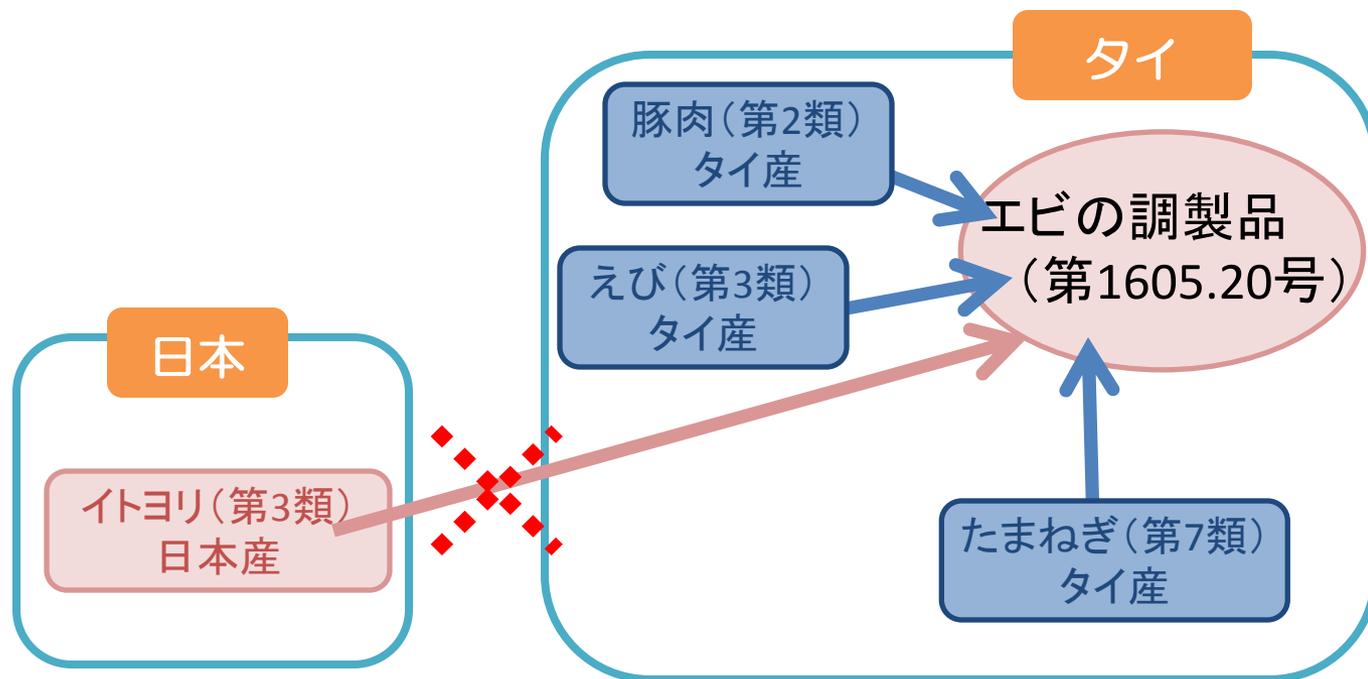
第1605.20号の産品への他の類の材料からの変更(第3類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれが**東南アジア諸国連合の加盟国**である第三国において漁ろうにより得られ、又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において登録され、かつ、当該第三国の旗を掲げて航行する船舶により当該第三国の領海に属しない海から得られる場合に限る。)



② -4エビの調製品(1605)【日タイEPA】

日タイEPA品目別規則：第1605.20号

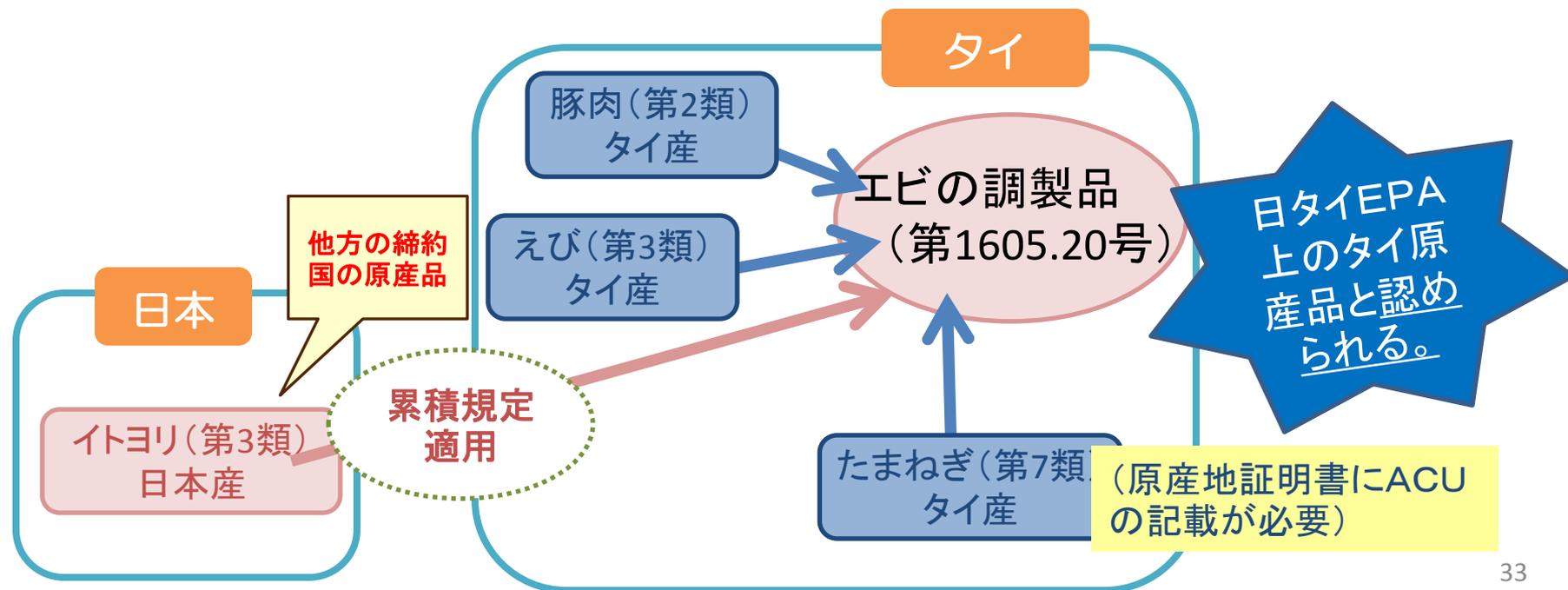
第1605.20号の産品への他の類の材料からの変更(第3類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれが**東南アジア諸国連合の加盟国**である**第三国**において漁ろうにより得られ、又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において登録され、かつ、当該第三国の旗を掲げて航行する船舶により当該第三国の領海に属しない海から得られる場合に限る。)



② -4エビの調製品(1605)【日タイEPA】

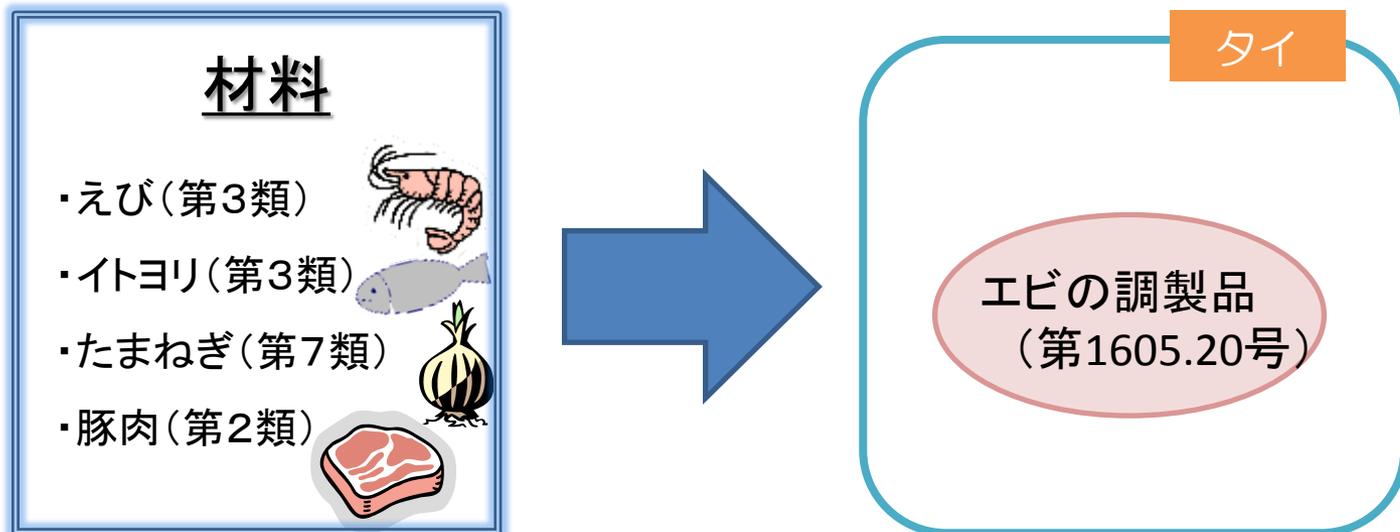
日タイEPA品目別規則：第1605.20号

第1605.20号の産品への他の類の材料からの変更(第3類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれが**東南アジア諸国連合の加盟国**である**第三国**において漁ろうにより得られ、又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において登録され、かつ、当該第三国の旗を掲げて航行する船舶により当該第三国の領海に属しない海から得られる場合に限る。)



②エビの調製品(1605)【日タイEPA】

タイでエビの調製品(HS1605.20)を生産するが、日タイEPA上のタイ原産品と認められるか？



まとめ

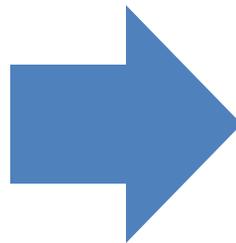
- ケース②-1 豚肉がインド産→品目別規則を満たす
- ケース②-2 イトヨリがインド産→品目別規則を満たさない
- ケース②-3 イトヨリがインドネシア産→品目別規則を満たす
- ケース②-4 イトヨリが日本産→品目別規則を満たさない
→しかし、**累積の規定を適用し、タイ原産品と認められる**

③ペイント用顔料(3212)【日インドEPA】

インドでペイント用顔料(HS32.12)を生産するが、日インドEPA上のインド原産品と認められるか？

材料

- タイ産尿素樹脂
(第39.09項)
- タイ産溶剤
(第29.06項)
- オーストラリア産添加剤
(第28.11項)
- 中国産顔料
(第32.04項)



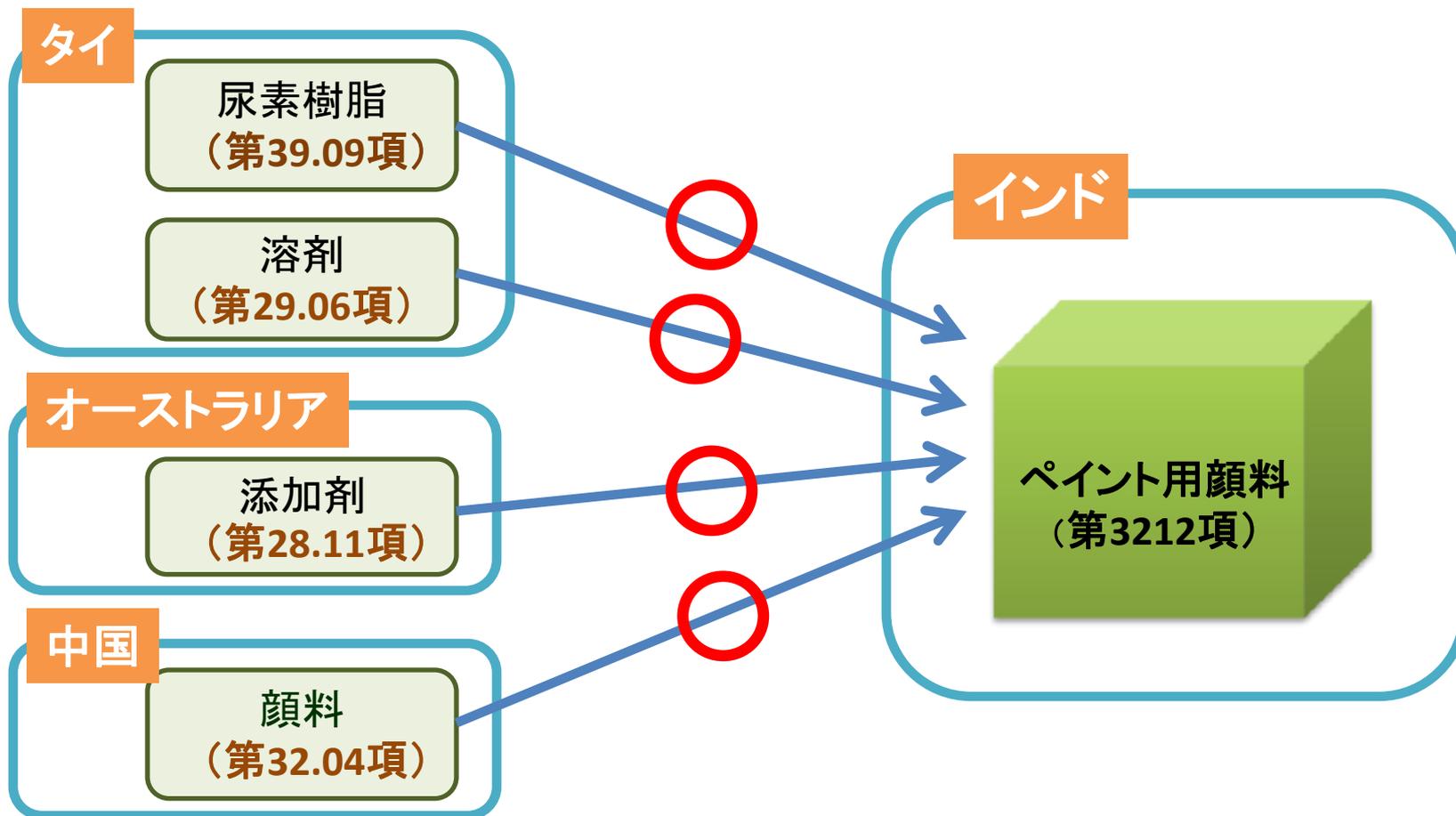
インド

ペイント用顔料
(第3212項)

③ペイント用顔料(3212)【日インドEPA】

日インドEPA品目別規則:32.11-32.12

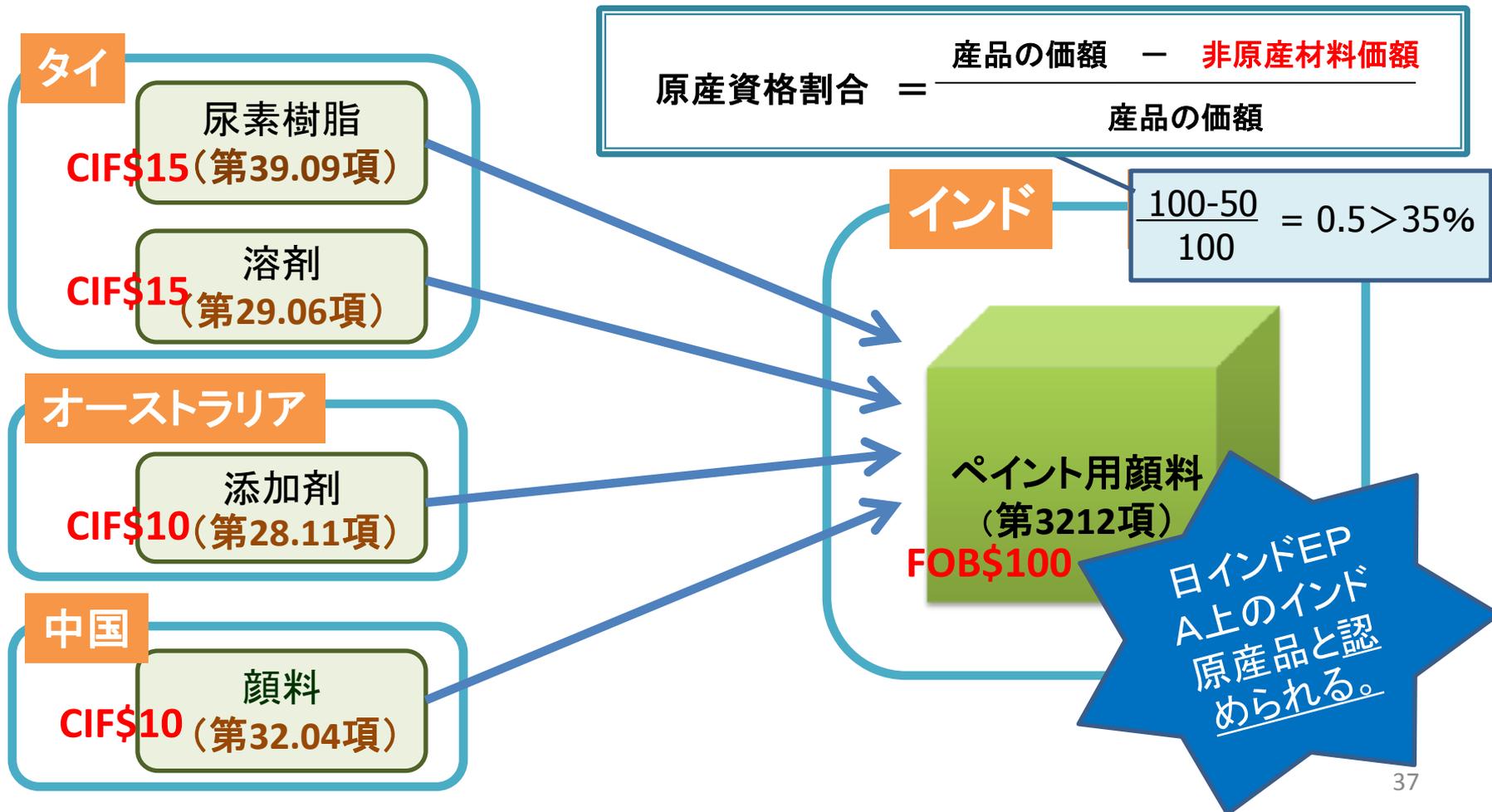
第3211項から第3212項までの各項の産品への当該各項が属する項以外の項の材料からの変更及び原産資格割合が35%以上であること



③ペイント用顔料(3212)【日インドEPA】

日インドEPA品目別規則:32.11-32.12

第3211項から第3212項までの各項の産品への当該各項が属する項以外の項の材料からの変更及び原産資格割合が35%以上であること

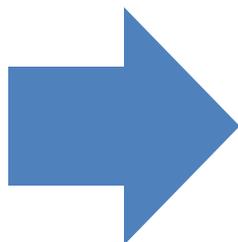


④女性用革靴(6403)【日ベトナムEPA】

ベトナムで女性用革靴(HS6403.99)を生産するが、日ベトナムEPA上のベトナム原産品と認められるか？

材料

- 中国産プラスチック
(第3921項)
- 中国産革地
(第4107項)
- ベトナム所在の会社から購入した靴底
(第6406項)

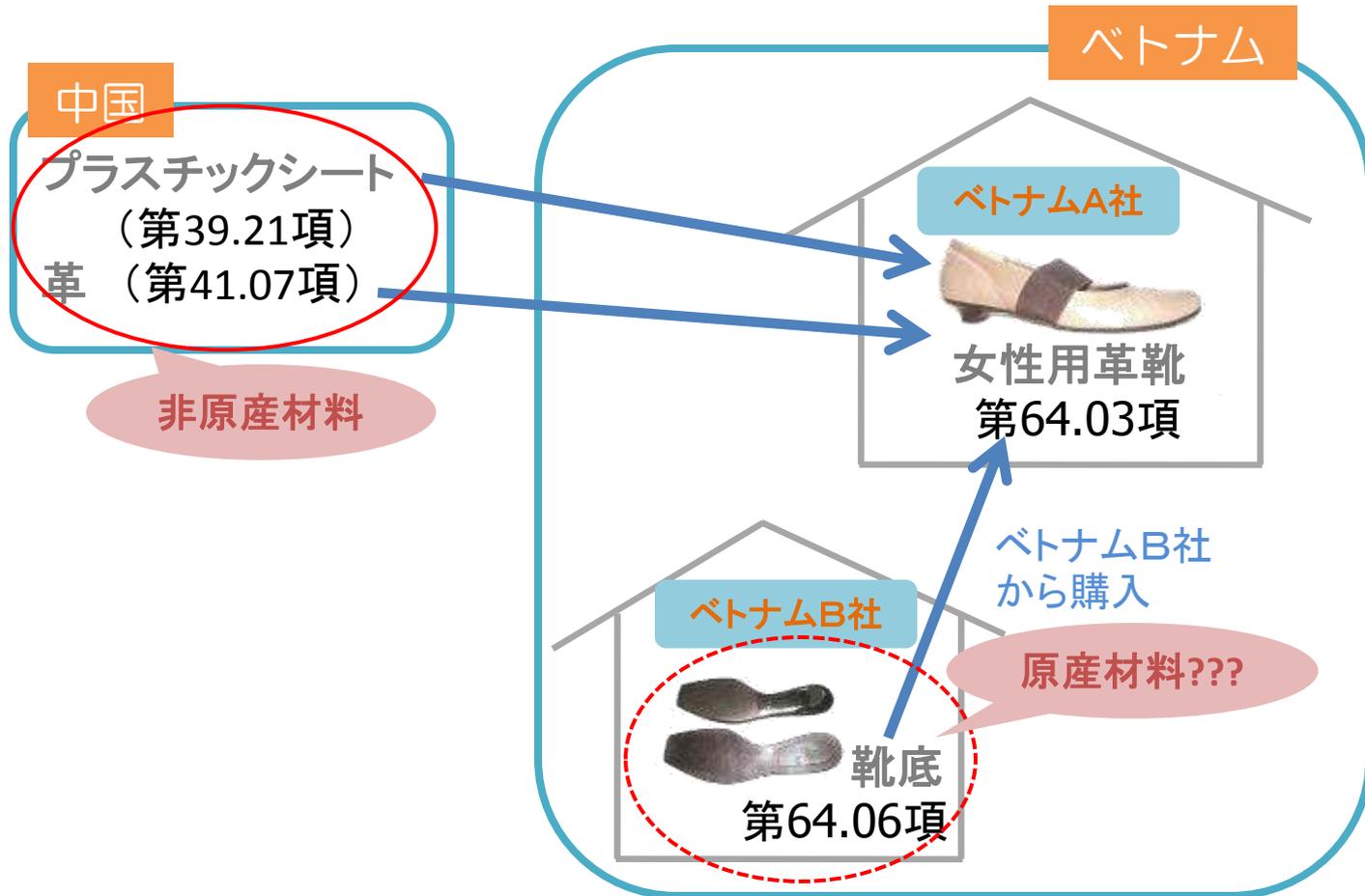


ベトナム

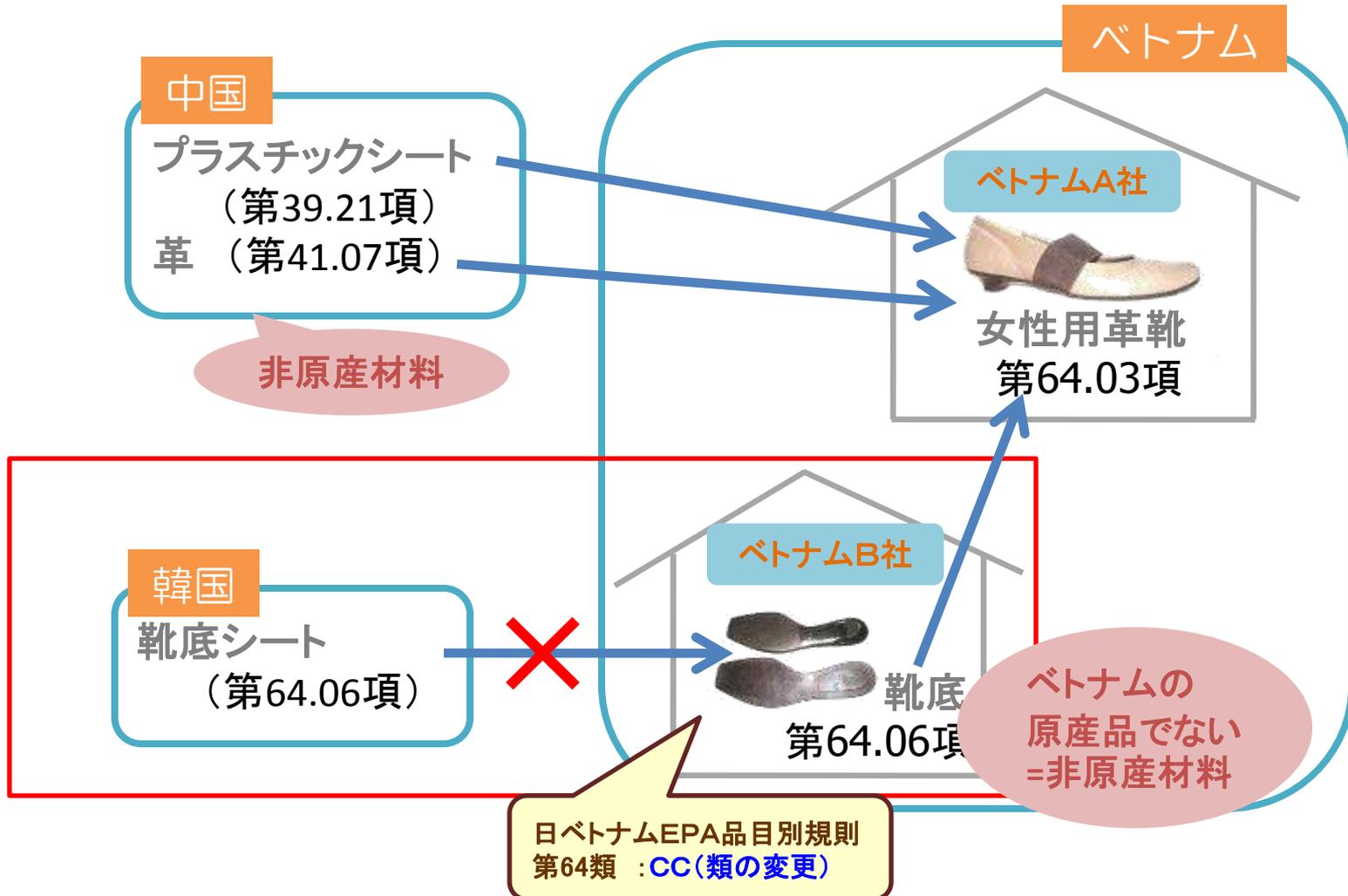


女性用革靴
第6403.99号

④女性用革靴(6403)【日ベトナムEPA】



④女性用革靴(6403)【日ベトナムEPA】



④女性用革靴(6403)【日ベトナムEPA】

日ベトナムEPA品目別規則 第64類 : CC(類の変更)

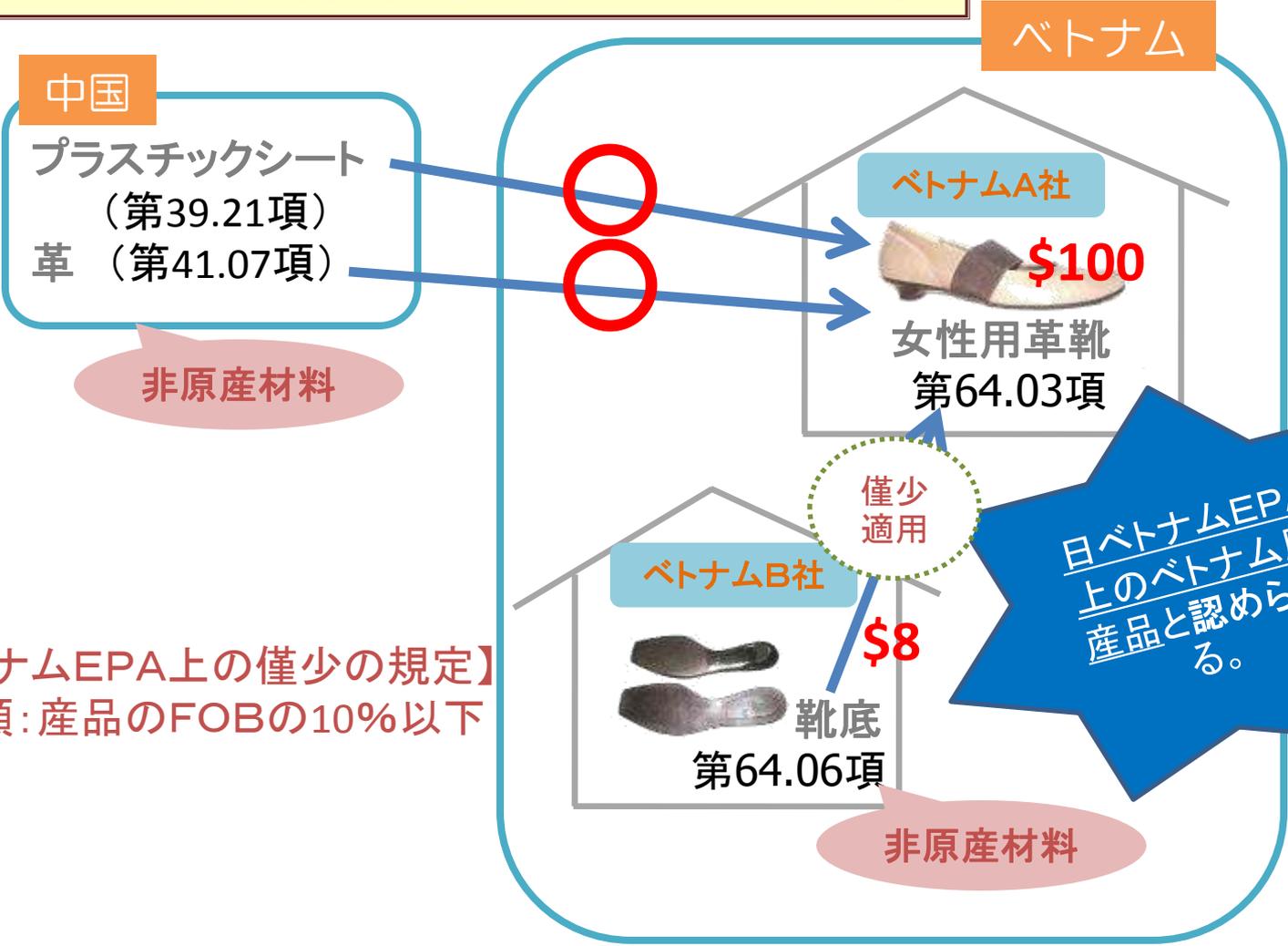
中国
プラスチックシート
(第39.21項)
革 (第41.07項)

非原産材料



④女性用革靴(6403)【日ベトナムEPA】

日ベトナムEPA品目別規則 第64類 : CC(類の変更)



【日ベトナムEPA上の僅少の規定】
第64類: 製品のFOBの10%以下

品目別規則を確認するために、税関HPをご活用ください。

参考

Japan Customs
Securing Japan's Border
税関は、日本の国を水際で

文字サイズ + 大きく 元に戻す - 小さく 検索

1. 品目分類及び税率
 ▶ 輸出統計品目表
 ▶ 実行関税表
 ▶ 関税率・税率・税・分類例規
 ▶ 輸入品目分類率例
 ▶ 品目分類の事前教示

6. 個人通関の取扱い
 7. 参考情報
 ▶ 特恵関税制度
 ▶ **経済連携協定(FTA/EPA)**
 ▶ シーリング関係(日メキシコEPA)

①『輸出入の手続き』をクリック

②『経済連携協定(FTA/EPA)』をクリック

③『締結済・交渉中の各EPAの概要、協定条文等』をクリック(ページ下部)

- ▶ 協定本文等その他の参考資料
- ▶ 日・ASEAN原産地証明書の記載様式
- 日・ベトナム経済連携協定が2009年10月1日に発効した
- ▶ 日・ベトナム経済連携協定について
- ▶ 協定本文等その他の参考資料
- ▶ 日・ベトナム原産地証明書の記載様式
- 日・スイス経済連携協定が2009年10月1日に発効した
- ▶ 日・スイス経済連携協定について
- ▶ 協定本文等その他の参考資料
- ▶ 日・スイス原産地証明書の記載様式

▶ EPA交渉の状況

▶ 締結済・交渉中の各EPAの概要、協定条文等

EPAの概要	① 文津開始 ② 大筋合意 ③ 署名 ④ 発効日	協定テキスト (外務省ホームページへのリンク)	原産地規則
(1)発効済			
シンガポール	① 13年1月 ② 13年10月 ③ 14年1月 ④ 14年11月30日	<ul style="list-style-type: none"> 協定本体、実施取極、他 	<ul style="list-style-type: none"> 品目別原産地規則(改正附属書) 原産地証明書記載要領
改正議定書	① 18年4月 ② 19年1月 ③ 19年3月 ④ 19年9月2日	<ul style="list-style-type: none"> 改正議定書、実施取極、他 	
メキシコ	① 14年11月 ② 16年3月 ③ 16年9月 ④ 17年4月1日	<ul style="list-style-type: none"> 協定 修正規則(18年6月修正) 附属書三の修正(20年3月発効) 	<ul style="list-style-type: none"> 品目別原産地規則(協定附属書4) 原産地証明書記載要領
市場アクセスの条件の改善に関する議定書	① 17年6月 ③ 18年9月	<ul style="list-style-type: none"> 市場アクセスの条件の改善に関する議定書 	

品目別原産地規則はこちら(各協定毎に掲載)

記載要領の確認はこちら(各協定毎に掲載)

税関ホームページ

http://www.customs.go.jp/



輸入通関をよりスムーズに行い、一層の正確性を期すため、
関税分類、原産地、関税評価、減免税についての

「文書による事前教示」 をご利用ください！

「文書による事前教示」とは、

輸入を予定している貨物の分類(税番)、関税率、原産地、課税価格の算出
方法、減免税の適用の可否等を文書で照会し、回答を文書で受けることが
できる制度で、

- 事前に税番・税率等がわかるので、原価計算が確実にでき、輸入計画や販売
計画を立てやすくなる。
- 貨物の税番・税率等がわかっているため、貨物の引取りが早くなる。
- 回答内容は、照会された商品の輸入通関審査に際し3年間尊重される。

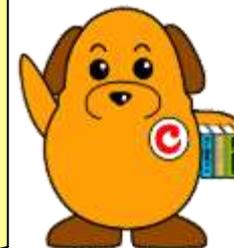
などのメリットがあります。

◎ 《 文書による事前教示照会書の様式の入手方法 》

- ・税関ホームページ (<http://www.customs.go.jp>) からダウンロードできます。
- ・トップページの右側の「▼税関手続きの案内」→「税関様式及び記載要領」→「関税法関係[C]」
で様式の一覧表が表示されます。
 - 関税分類については、 「事前教示に関する照会書 (C-1000)」
 - 原産地については、 「事前教示に関する照会書(原産地照会用) (C-1000-2)」
 - 関税評価については、 「事前教示に関する照会書(関税評価照会用) (C-1000-6)」
 - 減免税については、 「事前教示に関する照会書(減免税照会用) (C-1000-22)」

◎ 《 具体的な手続等に関しては、関税法基本通達7-17、7-18、7-19の2、7-19の4をご参照ください。 》

- ・税関ホームページ (<http://www.customs.go.jp>) からご覧になれます。



3.TPPの原産地規則について

～TPPの原産地規則は、他の原産地規則とどのように異なるでしょうか？ご紹介します。～

TPP原産地規則の概要

- TPPにおける関税の特恵待遇(TPP税率)は、「TPP原産品」に対してのみ適用される。
- TPP原産地規則章では、「TPP原産品」の定義(原産地基準)やTPP税率の申告手続(原産地手続)等を定めており、(1)セクションA(原産地基準)、(2)セクションB(原産地手続)、及び(3)品目別規則(PSR: Product Specific Rule)から構成されている。

セクションA(原産地基準)

〈TPP原産品〉

①完全生産品、②原産材料のみから生産される産品、又は③PSRを満たす産品(産品に応じて関税分類変更基準や付加価値基準等)のいずれかを満たす産品はTPP原産品となる。

〈累積〉

原産材料の累積(モノの累積)のほか、生産行為の累積も認められている(域内他国の原産品や生産行為を自国の原産材料や生産行為とみなす)。

セクションB(原産地手続)

〈特恵要求手続(証明手続)〉

事業者(輸入者、輸出者又は生産者)自らが原産品申告書を作成することができる自己申告制度が採用されている。

〈確認手続(検証)〉

輸入国税関は、輸入された産品が原産品であるかどうかを確認するため①輸入者への情報提供の要請、②輸出者、生産者への情報提供の要請、又は③それらの施設への訪問、を行うことができる(輸入国税関による直接的な検証)。また、輸入国から要請があった場合には、輸出国政府による検証の支援(協力)も可能。

品目別規則(PSR)

それぞれの産品に応じた関税分類変更基準や付加価値基準等の原産地基準(原産品となるための要件)が設定されている。

※繊維及び繊維製品については、別途、繊維章において原産地基準等が設けられている。

TPP原産地規則の概要(つづき)

○TPP協定が2015年10月に大筋合意された。

第3章. 原産地規則及び原産地手続

輸入される製品について、関税の撤廃・引下げの関税上の特惠待遇の対象となるTPP域内の原産品として認められるための要件及び特惠待遇を受けるための証明手続等を定める。

本章のルールにより、例えば以下のようなメリットが考えられる。

(1) TPP特惠税率の適用が可能な12か国内の原産地規則の統一(事業者の制度利用負担の緩和)

(2) 輸出者、生産者又は輸入者自らが原産地証明書を作成する制度の導入(貿易手続の円滑化)

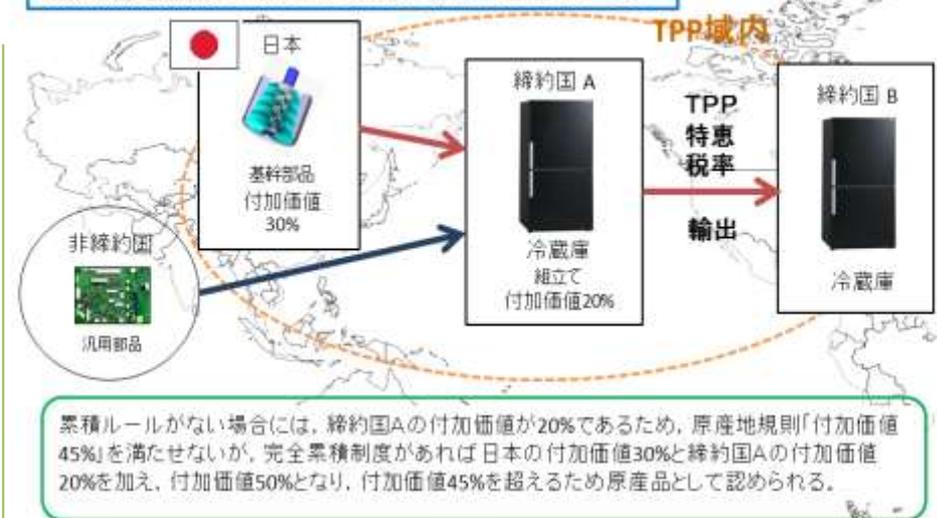
(3) 完全累積制度の実現

TPP協定においては、複数の締約国において付加価値・加工工程の足し上げを行い、原産性を判断する完全累積制度を採用。日本が締結済みのEPAにおいても、メキシコ、ペルー等で完全累積制度を採用している。

出所: 内閣官房ホームページ「環太平洋パートナーシップ協定(TPP協定)の概要」(内閣官房TPP政府対策本部作成資料)

(参考)「完全累積制度」概念図

(例)原産地規則が「付加価値45%」の場合(数値・図はイメージ)

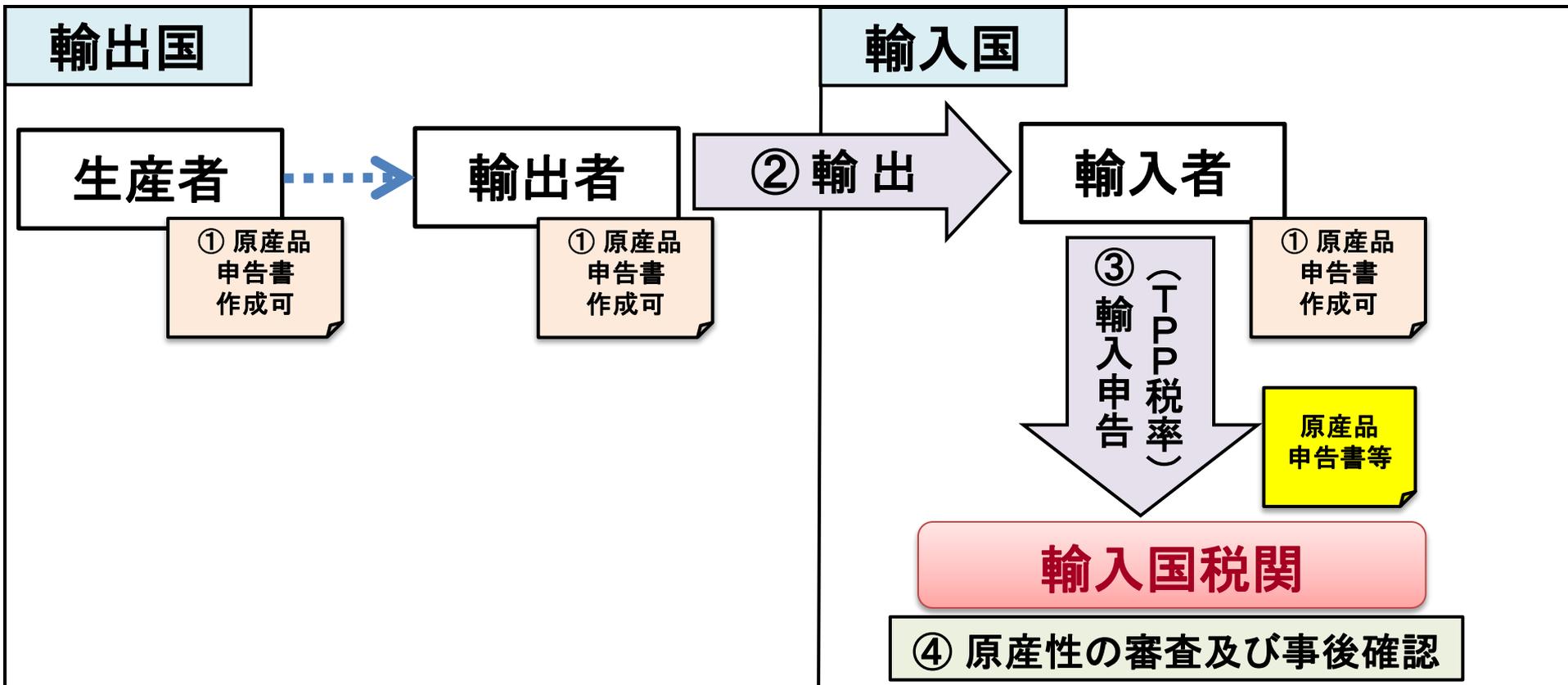


(4) 広域FTA化による原産品輸送の容易化(立証負担の緩和)

二国間のFTAにおいては、製品の輸送の際に第三国を経由した場合には、当該貨物の原産性が維持されているか否かについて輸入国税関に対し立証する負担がある。一方で、TPPは全ての締約国を一つの領域とみなす広域FTAであり、全ての締約国の領域内を移動する限りにおいては、貨物の原産性が維持されることになる。 47

特惠要求手続(自己申告制度)

- 日豪EPAと同様、TPPにおいても自己申告制度が採用されている。
- 輸出者、生産者又は輸入者が原産品申告書の作成ができる。
- 輸入者は、TPP税率を適用して輸入申告をする際に原産品申告書を税関に提出。
(※)我が国での輸入に際しては、原産品であることを明らかにする書類(明細書等)の提出も必要。



運送の要件(積送基準)

○積送基準:TPP締約国(最終生産国である輸出国)の原産品が輸入国に到着するまでに、原産品としての資格を失っていないかどうかを判断する基準。以下の場合には、引き続きTPP原産品と認められる。

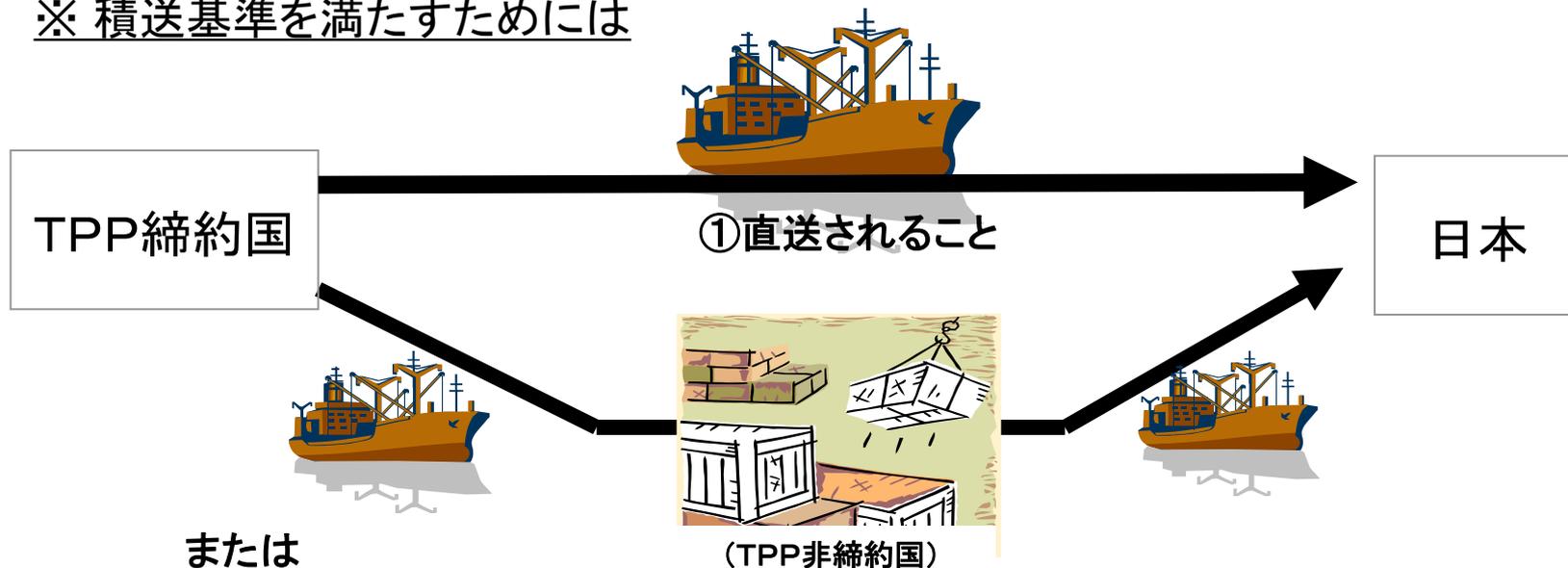
①TPP非締約国を経由することなく、輸出国から輸入国に直送される場合、

または、

②TPP非締約国を経由する場合であっても、税関の管理下におかれ、新たな作業(積卸し、蔵置、産品を良好な状態に保存するための作業等を除く)が行われていない場合

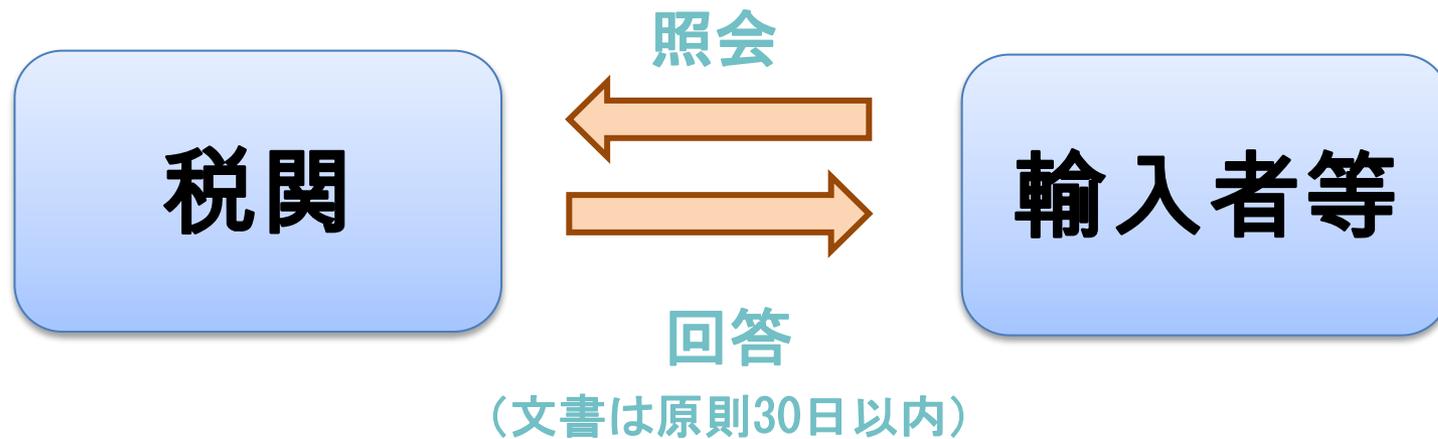
○非締約国を経由する場合には、積送要件を満たしていることを税関に示す必要がある(「通し船荷証券」等の提示)。

※ 積送基準を満たすためには



②第三国(TPP非締約国)を経由する場合は、税関の管理下におかれ、新たな作業(積卸し、蔵置等を除く)が行われていないこと

事前教示制度



【事前教示制度】

- 貨物の輸入をお考えの方やその他の関係者が、税関に対して、輸入の前に、輸入を予定している貨物が原産地規則を満たしているかどうか（協定の適用・解釈等）についての照会を文書により行い、税関から文書により回答を受けることができる制度。
- 輸入を予定している貨物の原産地、TPP税率（特惠関税）の適用の可否等を事前に知ることができ、（適用される税率が事前に分かることから）輸入にかかる費用等の計画が立てやすくなります。
- また、貨物が実際に輸入される際の輸入通関では、事前教示によって、既にその貨物の取扱い（原産地）が確定していることから、迅速な申告、貨物の早期の受取りができるようになります。
- 税関が発出した回答（教示）の内容については、最長3年間、税関が輸入申告を審査する際に尊重されま（法律改正等により取扱いの変更があった場合等を除く）ので、恒常的に同じ貨物を輸入する場合には、安定的な取扱いが確保されます。

※口頭やEメールによる事前教示の照会（文書による事前教示の照会に準じた取扱いに切り替えた場合を除く。）の場合には、輸入申告の審査の際に尊重される取扱いは行われないのでご注意ください。

4.自己申告制度について

～TPPでも採用される自己申告制度について、
日豪EPAの例をあげてご紹介します。～

諸外国の証明手続の類型

← 輸出国政府が証明に関与 →

第三者証明

輸出者の申告に基づき、輸出国政府(発給機関)が発給する原産地証明により、輸入者が証明

取引毎の原産地証明、原本が必要(コピー、電子媒体不可)

アセアン、**日本**、中国

認定輸出者自己証明

輸出国政府が認定した認定輸出者が作成した原産地申告により、輸入者が証明

取引毎の原産地申告(コピー、電子媒体可)

EU、スイス

※**日本が、スイス協定、ペルー協定、メキシコ協定で導入**

← 完全自己申告 →

事業者による自己申告

輸出者/製造者/輸入者が作成した原産地申告文書により、輸入者が証明

取引毎の原産地申告文書(コピー、電子媒体可)

米国、カナダ、メキシコ、チリ、豪州、ニュージーランド

※**日本が、オーストラリア協定で導入**

【日豪EPAの自己申告制度について】

日豪協定上の原産地に関する証拠書類の種類
日豪協定第3.17条の規定により、

原産地証明書

第三者証明制度によるもの
(※様式はACCI発給のものとはAIG発給のもの2種類あります)

原産地証明書

または

原産品申告書

自己申告制度によるもの

+

原産品
申告
明細書

その他の書類
(契約書、
総部品
表等)

原産品であることを
明らかにする書類

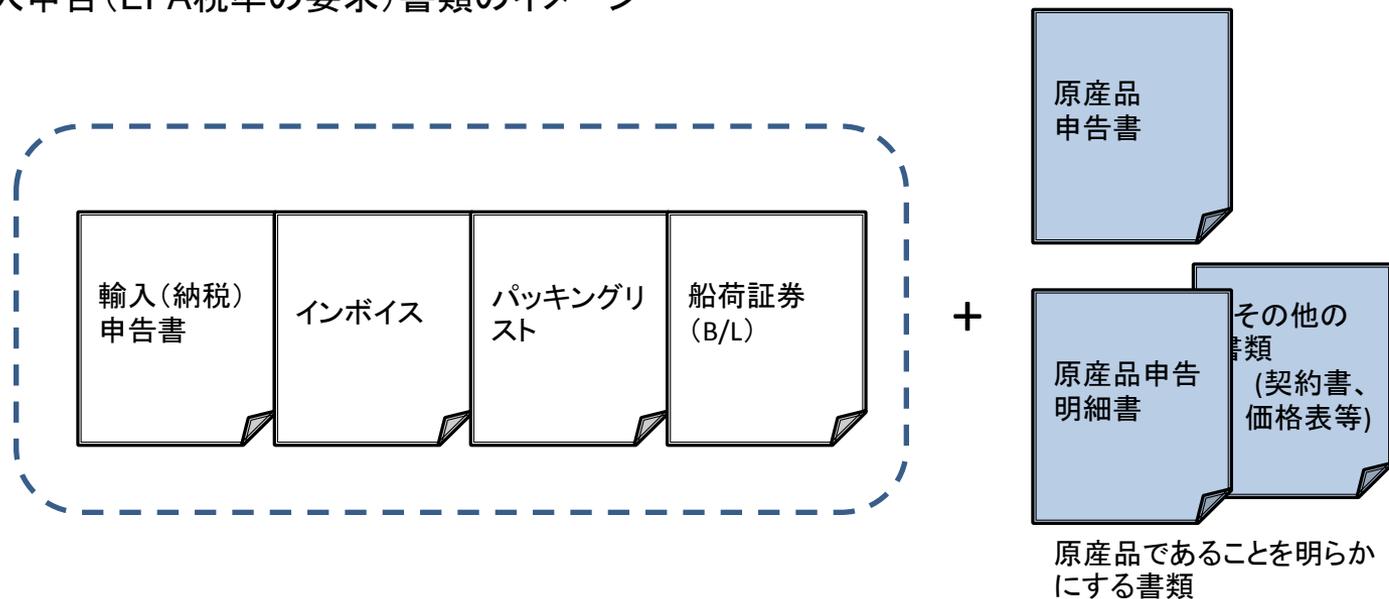
原産品申告書

のいずれかの文書が特惠待遇要求(=日豪EPA税率での申告)の際に提出する証拠書類。

自己申告制度の具体的な輸入申告方法

- ◆ 通常の輸入申告書類に加え、原則として、原産品申告書及び原産品であることを明らかにする書類の提出が必要。
- ◆ NACCSを利用して電子的に提出が可能(原産品申告書及び原産品であることを明らかにする書類の原本の提出は不要)。
- ◆ 原産品申告書及び原産品であることを明らかにする書類を提出する際に使用する書面については、税関様式として定める。

※輸入申告(EPA税率の要求)書類のイメージ



オーストラリアワインを自己申告制度を用いて輸入申告する場合

日オーストラリアEPA品目別規則:22.04

CC (第8類又は第20類からの変更を除く)

CC→類変更: Change of Chapter

ワインはオーストラリアの原産品である旨自己申告するために、

- ・ 原産品申告書
- ・ 原産品申告明細書

を作成します。

オーストラリア

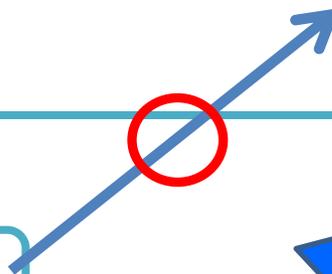
葡萄(第08.06項)



ワイン
(第22.04項)

アメリカ

酸化防止剤(第28.32項)



日オーストラリアEPA上の
オーストラリア原産品と
認められる。

原産品申告書作成例 (例:ワイン)

- 1.輸出者又は生産者名、住所等
- 2.製品の概要
- 3.HS番号 を貨物内容に従って記載

<原産品申告書の記載例>

税関様式C第5292号

原産品申告書

(経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定)

1. 輸出者又は生産者の氏名又は名称及び住所
オーストラリアワイン株式会社 ○○○ Burgess Crescent Belhus WA 6000

No.	2. 製品の概要 品名、包装の個数及び種類、包装の記号及び番号、重量及び数量、仕入書の番号及び日付並びに積送される貨物を確認するための情報(判明している場合)	3. 関税分類番号(6桁、HS 2012)	4. 適用する原産性の基準(WO、PE、PSR)適用するその他の原産性の基準(DMI、ACU)
1	ワイン (750ml) 1,000 カートン、4,500L、AB No.1-1000 仕入書番号・日付: No. AB00001、2015.12.1 B/L (船荷証券): No. AB00001	第 2204.21 号	PSR
5. その他の特記事項 <input type="checkbox"/> 第三国インボイス			

4.適用する原産性の基準を記載

原産地基準の記号	
WO	完全生産品
PE	原産材料のみから生産される製品
PSR	実質的変更基準を満たす製品
DMI	僅少
ACU	累積

この事例では、非原産材料(アメリカ産の酸化防止剤)があるため、WO, PEではなく、PSRとなります。
僅少、累積の適用はないため、DMI, ACUの記載の必要はありません。

6. 以上のとおり、2.に記載する製品は、経済上の連携に関する日本国とオーストラリアの協定に基づくオーストラリアの原産品であることを申告します。

作成年月日 2015.12.5
作成者の氏名又は名称 税関商事(株) 印又は署名
作成者の住所又は居所 東京都江東区青海 2-7-11
代理人の氏名又は名称 財務ロジスティクス(株) 印又は署名
代理人の住所又は居所 東京都千代田区豊が岡 3-1-1

財務ロジ
スティクス

- 5.その他の特記事項
(例:事前教示登録番号)
- 6.作成年月日、作成者、代理人等を記載

本原産品申告書の作成者(輸入者が作成の場合、輸入者欄)にチェック

本原産品申告書の作成者 (輸入者、輸出者、生産者)

※WO: 完全生産品、PE: 原産材料のみから生産される製品、PSR: 実質的変更基準を満たす製品、DMI: 僅少の非原産材料、ACU: 累積

原産品であることを明らかにする書類 (例:ワイン)

<原産品申告明細書の記載例>

税関様式 C 第 5293 号

原産品申告明細書

(経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定)

1. 仕入書の番号及び日付 No. AB00001 2015. 12. 1	
2. 原産品申告書における製品の番号 [1]	3. 製品の関税分類番号 第 2204. 21 号
4. 適用する原産性の基準 <input type="checkbox"/> WO <input type="checkbox"/> PE <input checked="" type="checkbox"/> PSR (<input checked="" type="checkbox"/> CTC・ <input type="checkbox"/> VA・ <input type="checkbox"/> SP・ <input type="checkbox"/> DMI・ <input type="checkbox"/> ACU)	
5. 上記 4. で適用した原産性の基準を満たすことの説明 <原材料> ①ぶどう (カベルネソービニオン) (第 08.06 項): 豪州ビクトリア州〇〇農場で収穫したもの (原産材料) ②ぶどう (メルロー) (第 08.06 項): 豪州ビクトリア州〇〇農場で収穫したもの (原産材料) ③ぶどう (シラー) (第 08.06 項): 豪州クイーンズランド州〇〇農場で収穫したもの (原産材料) ④酸化防止剤 (第 28.32 項): 米国より輸入したもの (非原産材料) <製造工程> 豪州△△にある輸出者の工場において、上記原材料を用いて、醸造、瓶詰め等の製造工程を経て、本品を製造する。 非原産材料を使用し生産された本品が満たすべき品目別規則 (第 2204.21 号) は、「類変更 (第 8 類及び第 20 類の材料からの変更を除く。)」である。本品は、上記原材料から上記製造工程を経て生産しており、上記品目別規則を満たすことから豪州の原産品である。 上記事実は別添の総部品表 (材料一覧表) によって確認することができる。	
6. 上記 5. の説明に係る証拠書類の保有者 <input type="checkbox"/> 生産者、 <input type="checkbox"/> 輸出者、 <input checked="" type="checkbox"/> 輸入者	
7. その他の特記事項	
8. 作成者 氏名又は名称及び住所又は居所 印又は署名 税関商事 (株) 東京都江東区青海 2-7-11 (代理人の氏名又は住所又は居所) 印又は署名 財務ロジスティクス (株) 東京都千代田区霞が関 3-1-1 作成 2015 年 12 月 5 日	

(規格 A 4)

<原産品申告明細書に添付すべき書類の例>

総部品表 (材料一覧表)

品名: ワイン (750ml)

品番: 〇〇〇

	材料名	産地	HS Code	価格	備考
1	ぶどう (カベルネソービニオン)	豪州 (ビクトリア州)	08.06		
2	ぶどう (メルロー)	豪州 (ビクトリア州)	08.06		
3	ぶどう (シラー)	豪州 (クイーンズランド州)	08.06		
4	酸化防止剤	米国	28.32		
合 計					

日豪EPA「自己申告制度」利用の手引きをご活用ください。

『日豪EPA「自己申告制度」利用の手引き』には、他にも実際の輸入に即した書類作成例が掲載されています。

① 『輸出入の手続き』をクリック

② 3. 『原産地規則について』をクリック

③ 『自己申告制度について(日豪EPAにおける新たな原産地手続)]をクリック

④ 『日豪EPA「自己申告制度」利用の手引き』をクリック

税関ホームページ
<http://www.customs.go.jp/>

ご清聴ありがとうございました。

お気軽に

原産地調査官部門(東京担当)

03(3599)6527

にご照会ください！

